

白石市  
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月  
白石市



## はじめに

近年の急速な人口減少、少子高齢化、家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなり、保育ニーズの多様化も進んでいます。

今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづき、「白石市次世代育成支援行動計画」を策定し、さらに平成22年には前期計画の検証を元に「白石市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたしました。これらの計画では、「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として、総合的に各種子育て支援施策を推進してまいりました。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度においては、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、事業計画を策定することが義務づけられたことから、次世代育成支援行動計画も網羅しながら、子ども・子育て支援のニーズを反映した「白石市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、第五次白石市総合計画に掲げた目標の1つである「安心して子どもを産み育て、心やすらかに暮らせるまち」の施策をさらに推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「白石市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「白石市子育て支援に関する調査」にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

今後の計画の推進にあたりましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 3月

白石市長 風間 康静



## 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....                  | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の趣旨 .....                            | 3         |
| 2. 計画の期間 .....                              | 3         |
| 3. 計画の位置づけ .....                            | 4         |
| 4. 計画の策定体制 .....                            | 4         |
| <b>第2章 子どもを取り巻く現状と課題</b> .....              | <b>5</b>  |
| 1. 人口等の状況 .....                             | 7         |
| 2. 子育て環境の状況 .....                           | 10        |
| 3. 教育環境の状況 .....                            | 11        |
| 4. 子どもと地域社会の関わり .....                       | 13        |
| 5. 小児医療の状況 .....                            | 15        |
| 6. 次世代育成支援行動計画（後期）の評価 .....                 | 17        |
| 7. 本市の子ども・子育て支援に関する課題 .....                 | 22        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....                 | <b>25</b> |
| 1. 基本理念 .....                               | 27        |
| 2. 基本的な視点 .....                             | 28        |
| 3. 次世代育成支援における基本目標 .....                    | 28        |
| 4. 施策体系 .....                               | 30        |
| <b>第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b> .....     | <b>31</b> |
| 1. 児童人口の推計 .....                            | 33        |
| 2. 教育・保育提供区域 .....                          | 34        |
| 3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期 .....       | 35        |
| 4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制 .....                 | 40        |
| 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期 ..... | 41        |
| <b>第5章 分野別施策の展開</b> .....                   | <b>49</b> |
| 1. <基本目標1>地域における子育て支援の充実 .....              | 51        |
| 2. <基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進 .....         | 56        |
| 3. <基本目標3>教育環境の整備 .....                     | 58        |
| 4. <基本目標4>生活環境の整備・安全の確保 .....               | 63        |
| <b>第6章 計画の推進体制</b> .....                    | <b>65</b> |
| 1. 計画の推進に向けて .....                          | 67        |
| 2. 計画の進捗管理・評価について .....                     | 68        |

|   |    |
|---|----|
| 資料編.....                                | 69 |
| 1. 白石市子ども・子育て会議設置条例.....                | 71 |
| 2. 白石市子ども・子育て会議委員名簿.....                | 73 |
| 3. 計画策定の経過 .....                        | 74 |
| 4. 平成25年度白石市子育て支援に関する調査結果より自由回答抜粋 ..... | 75 |

## 第 1 章 計画策定にあたって

---





## 1. 計画策定の趣旨

近年の急速な少子・高齢化の進行や核家族化などによる家族や地域、就労形態・雇用などの子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として推進してきました。

こうした“子育て家庭”を社会全体で支援するという考え方により子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化や未婚・晩婚化は進行しました。

国は、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つの柱を掲げています。

本市では、平成22年3月に「白石市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、『子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり』を基本理念として各種子育て支援施策を推進してきましたが、平成26年度をもって計画期間が終了することから、次世代育成支援行動計画も網羅し、新たに「白石市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の期間

本計画は5年を1期とします。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年（平成29年度）を目安として計画の見直しを行うものとします。

| 平成<br>26年度                     | 平成<br>27年度       | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
|--------------------------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 白石市<br>次世代育成<br>支援行動計画<br>（後期） | 白石市子ども・子育て支援事業計画 |            |            |            |            | 次期計画       |
| 見直し                            |                  |            | 見直し        |            | 見直し        |            |

### 3. 計画の位置づけ

---

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、平成27年3月31日までとなっていた次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長(平成37年3月31日まで)されたことから、「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」および児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画となっています。

さらに、県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(仮称)及び上位計画である「第五次白石市総合計画」並びに子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画を目指すものです。

#### 【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

### 4. 計画の策定体制

---

策定にあたっては、検討機関として市民や関係機関の代表により構成する「白石市子ども・子育て会議」を設置し、子ども家庭課を事務局として計画の検討を行いました。

## 第2章 子どもを取り巻く現状と課題

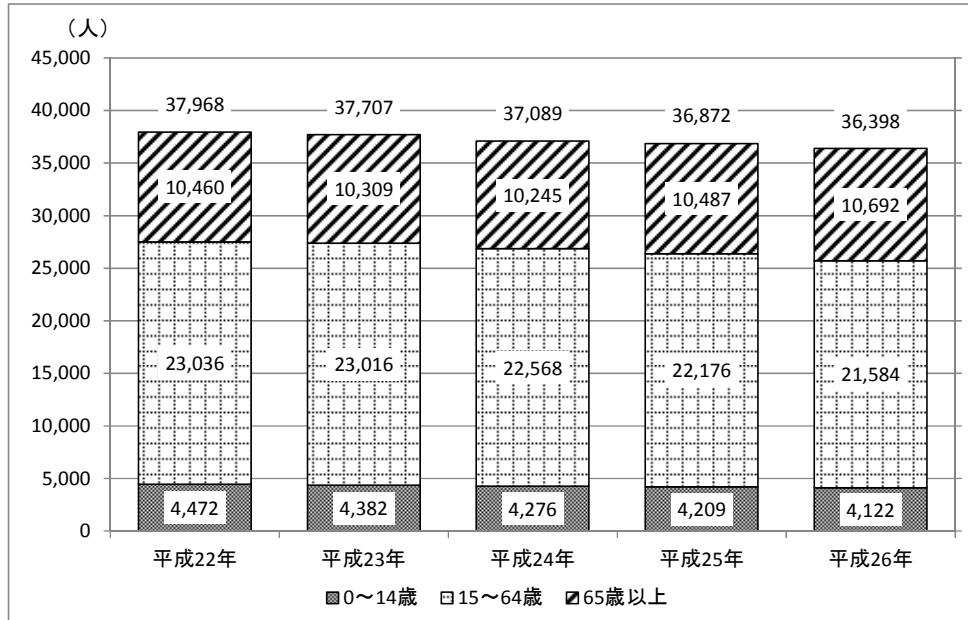
---



# 1. 人口等の状況

## (1) 人口の推移

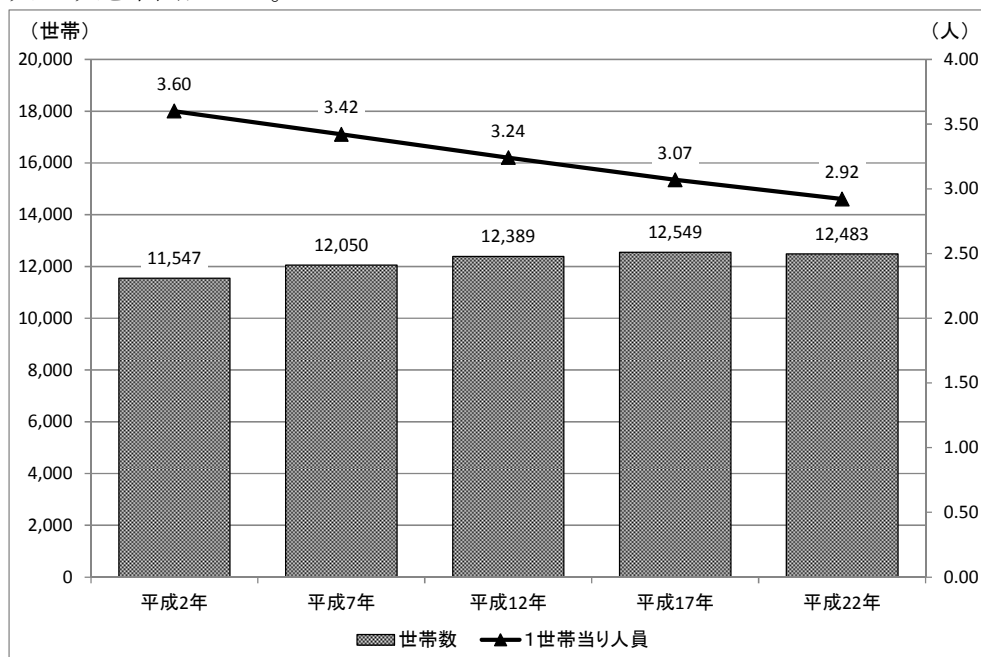
人口の推移をみると、年々人口が減少しており、平成26年は36,398人となっています。また、年齢3区分別にみると、「0～14歳」と「15～64歳」が減少しているのに対して、「65歳以上」は増加していることから、依然として少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料:住民基本台帳および外国人登録(各年3月31日現在)

## (2) 世帯数の推移

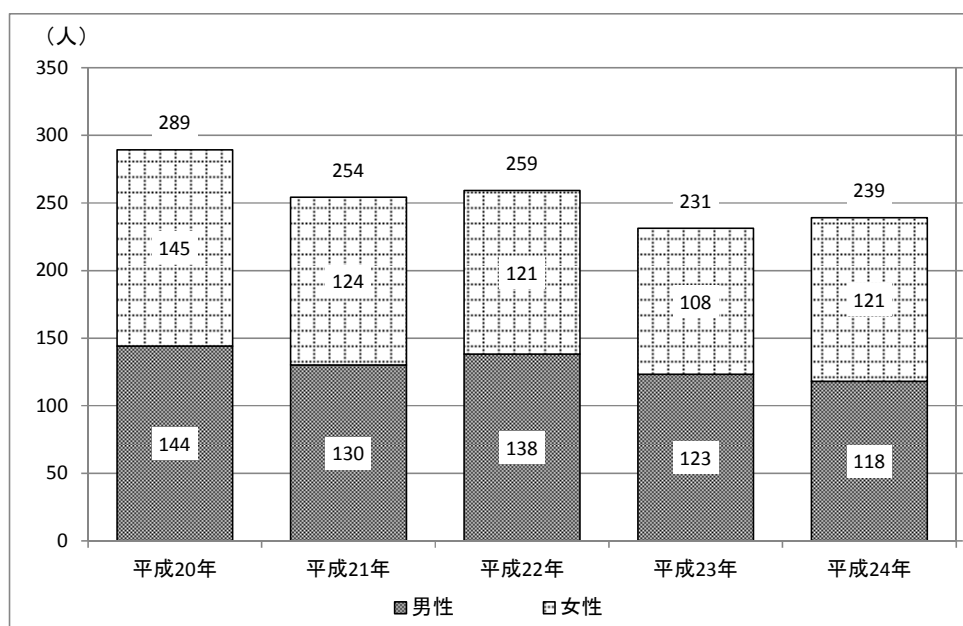
世帯数の推移をみると、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年は平成17年に対してわずかに減少しており、12,483世帯となっています。また、1世帯当り人員は減少を続けており、平成22年には2.92人と3人を下回りました。



資料:国勢調査

### (3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、年によって多少のばらつきはあるものの、全体的な傾向としては減少しており、平成24年は239人となっています。

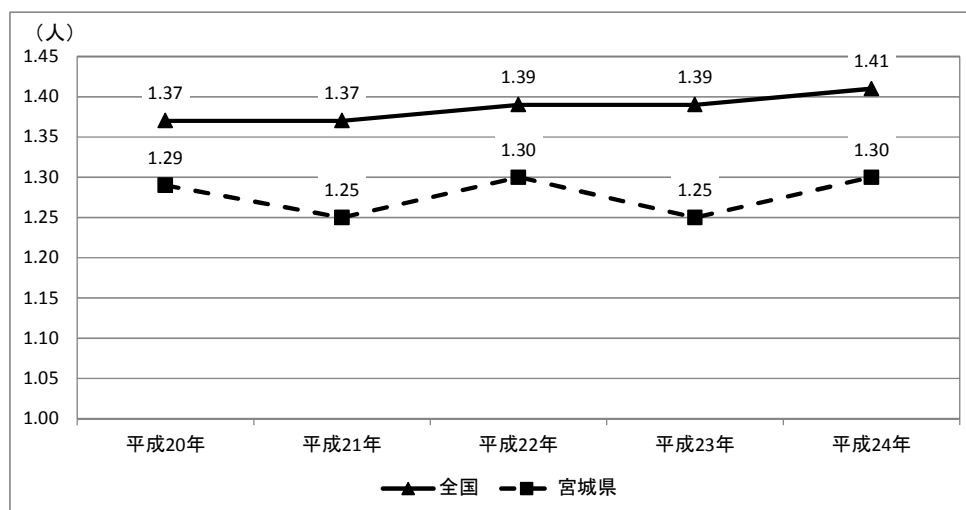


資料: 宮城県保健福祉総務課、医療整備課

### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、「全国」に比べて、「宮城県」はやや下回っています。

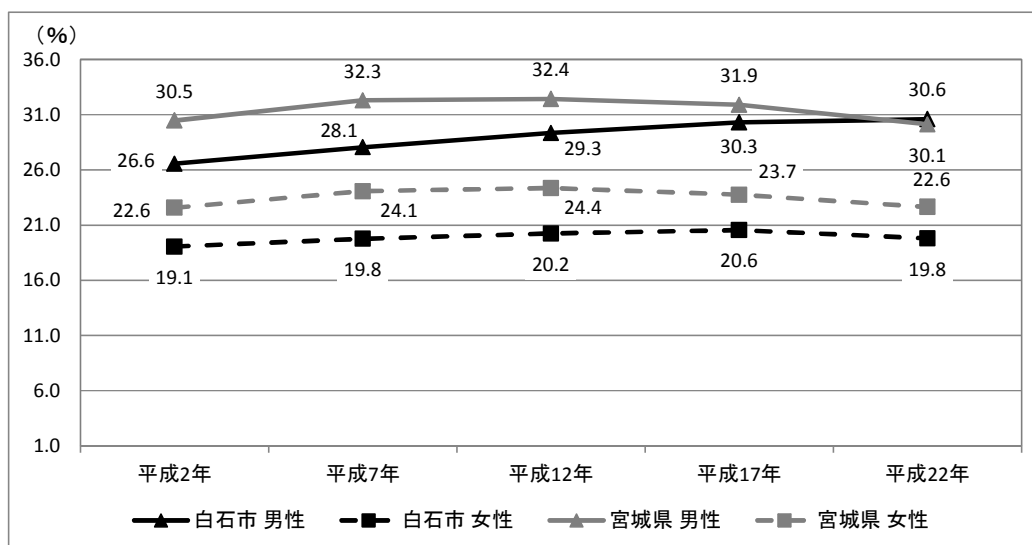
なお、本市の合計特殊出生率の平成20～24年度の平均値は1.36人となっており、宮城県の各年度の値を上回っています。



資料: 宮城県保健福祉総務課、医療整備課

## (5) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、「白石市男性」は徐々に増加しており、平成22年には30.6%となり「宮城県男性」を上回りました。「白石市女性」はほぼ横ばいで推移しており、概ね19~20%前後となっています。

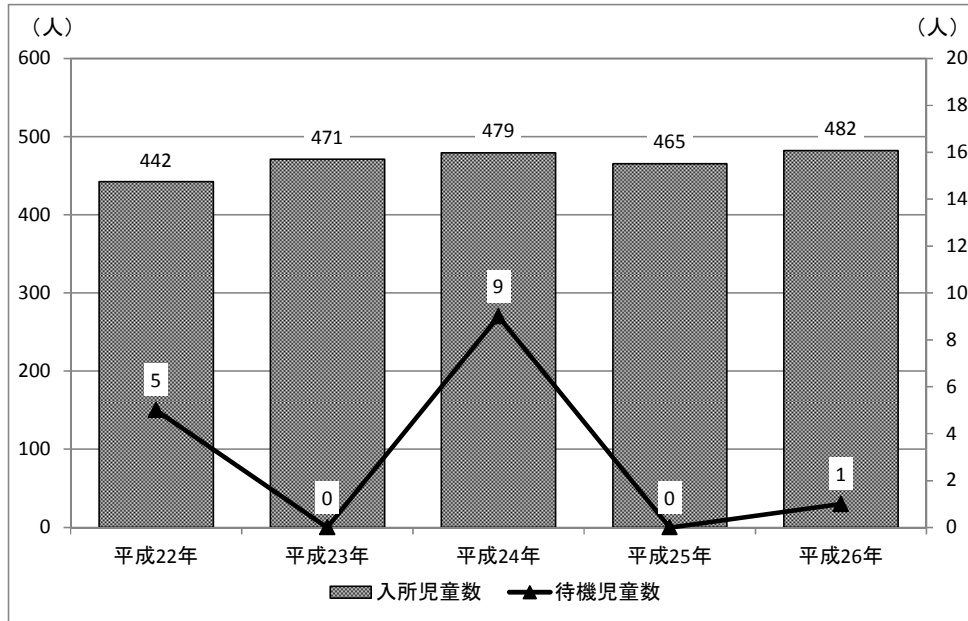


資料: 国勢調査

## 2. 子育て環境の状況

### (1) 保育所の入所児童数と待機児童数の推移

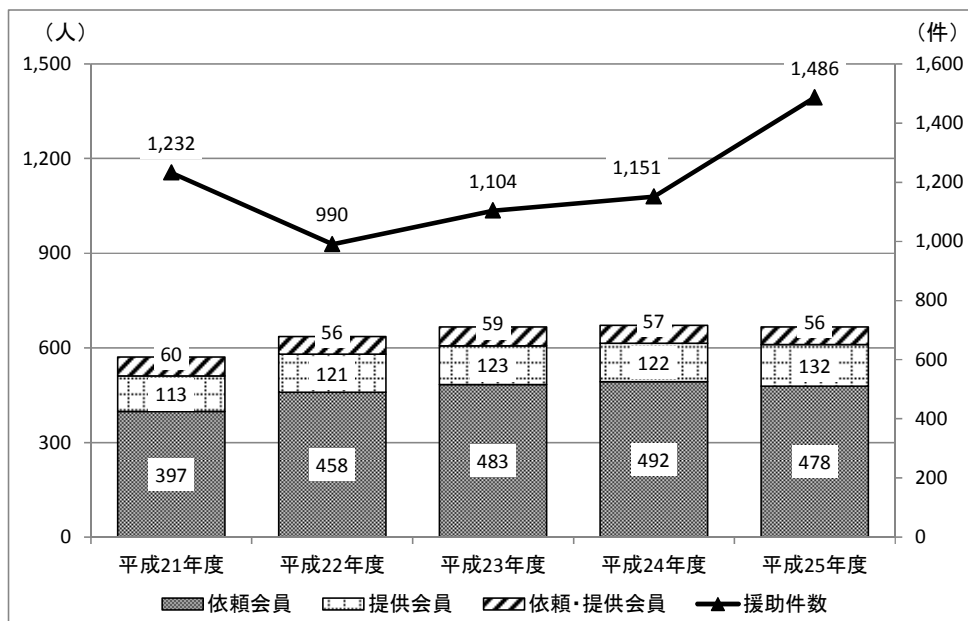
保育所の入所児童数の推移をみると、多少ばらつきはあるものの、わずかに増加しており、平成26年は482人となっています。また、待機児童数の推移をみると、平成24年には9人となっていました、平成25年は0人、平成26年は1人となっています。



資料:子ども家庭課(各年4月1日現在)

### (2) ファミリー・サポート・センターの利用状況

ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、会員数は平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しています。援助件数については、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成25年度には1,486件となっています。



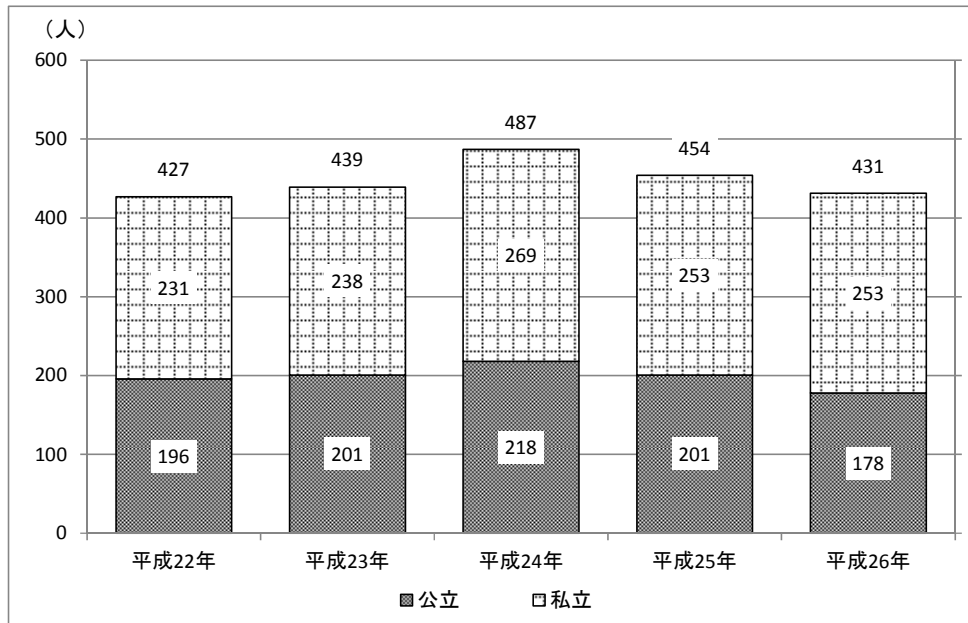
資料:子ども家庭課



### 3. 教育環境の状況

#### (1) 幼稚園児数の推移

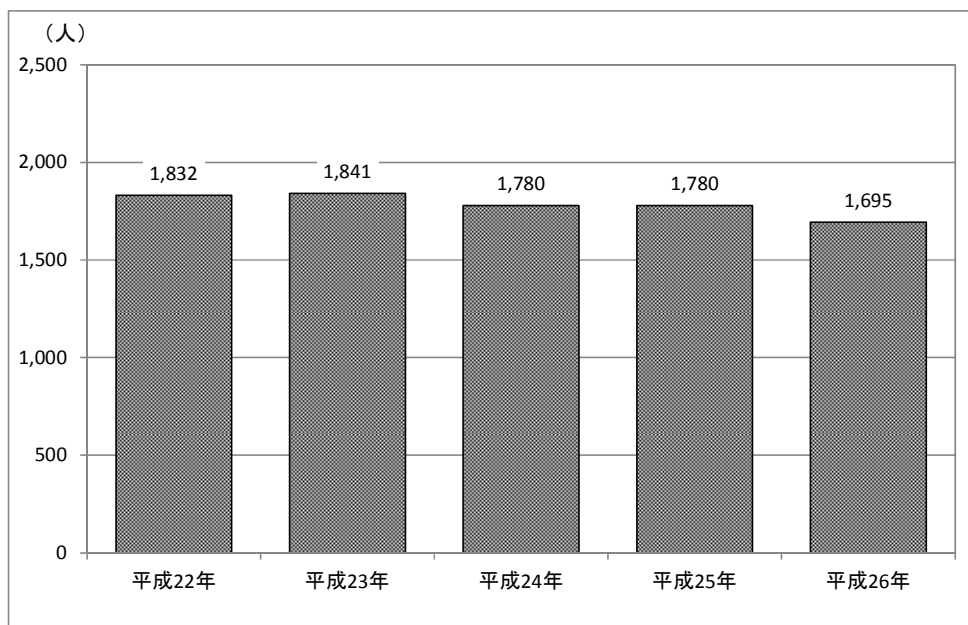
幼稚園児数の推移をみると、平成24年をピークとして最近2年は減少傾向がみられ、平成26年には431人となっています。公立と私立の内訳をみると、公立幼稚園の児童数の減少が目立っています。



資料: 学校教育課 (各年4月1日現在)

#### (2) 小学生の推移

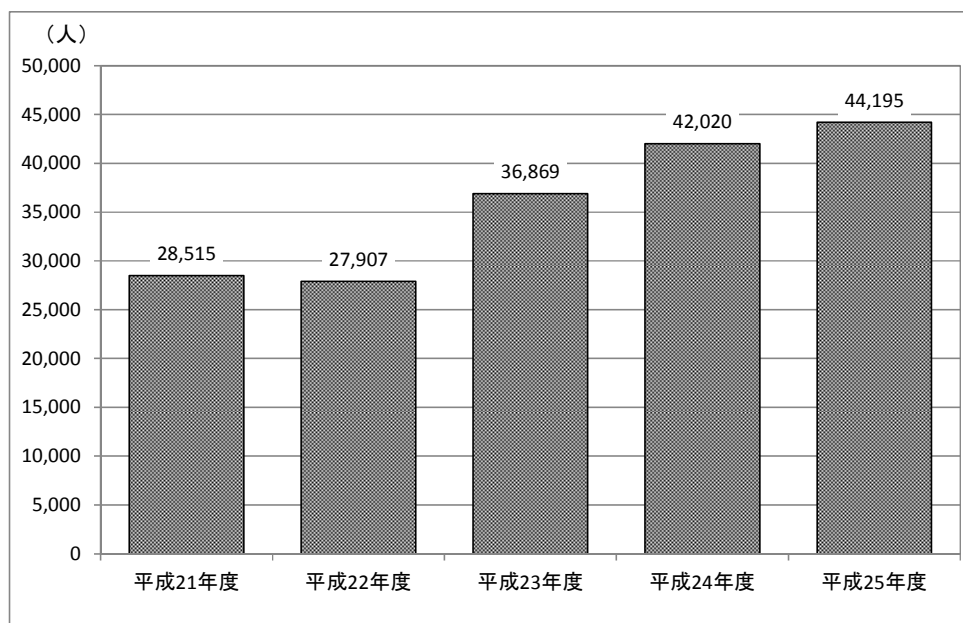
小学生の推移をみると、わずかに減少傾向がみられ、平成26年には1,695人となっています。



資料: 学校教育課 (各年4月1日現在)

### (3) 放課後児童クラブの利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、平成22年度以降は増加を続けており、平成25年度には延べ44,195人の利用がありました。



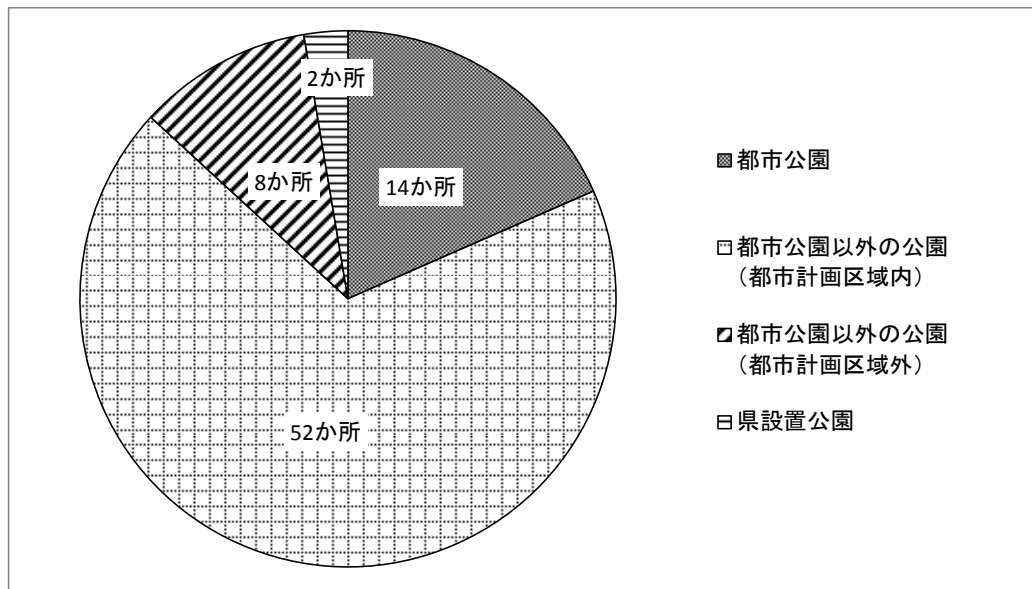
資料:子ども家庭課

## 4. 子どもと地域社会の関わり

### (1) 公園の状況

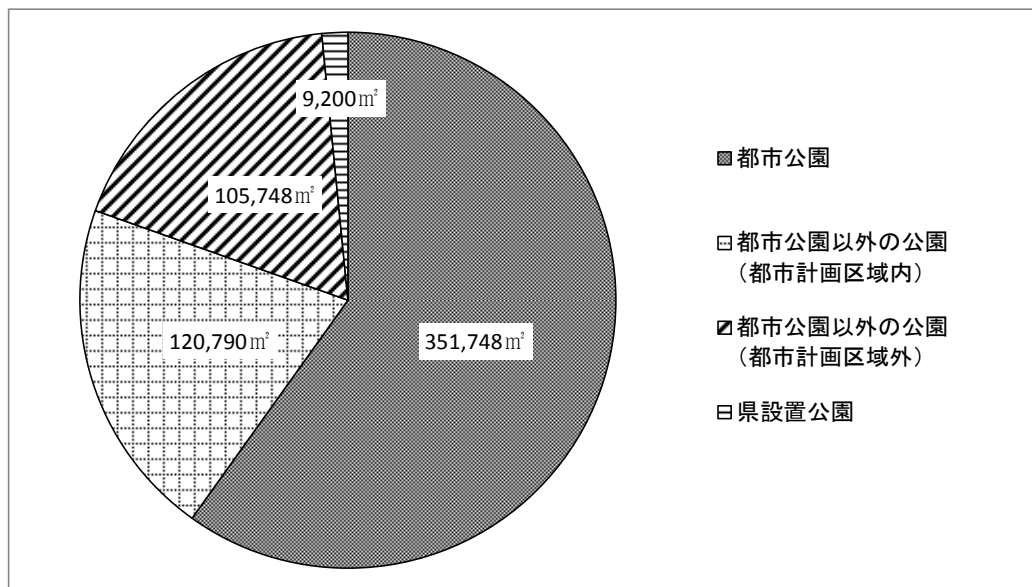
本市内の公園の総数は76か所となっています。数は「都市公園以外の公園(都市計画区域内)」が52か所で最も多く、面積では「都市公園」が351,748㎡と最も多くなっています。

#### ■公園数



資料: 都市整備課

#### ■公園種類別面積



資料: 都市整備課

## (2) 青少年補導の状況

青少年補導の状況をみると、平成23年度から平成24年度にかけて、「ぐ犯不良行為少年」の件数がやや増加しているものの、「犯罪少年件数」の件数は減少しているため、総数としては概ね横ばいといえます。

|        | ぐ犯不良行為少年 |     | 触法少年 |    | 犯罪少年 |     | 特別法犯少年 |    |
|--------|----------|-----|------|----|------|-----|--------|----|
|        | 件数       | 増減  | 件数   | 増減 | 件数   | 増減  | 件数     | 増減 |
| 平成21年度 | 81       | -32 | 5    | 3  | 17   | 4   | 2      | 2  |
| 平成22年度 | 111      | 30  | 2    | -3 | 15   | -2  | 0      | -2 |
| 平成23年度 | 62       | -49 | 10   | 8  | 19   | 4   | 0      | 0  |
| 平成24年度 | 80       | 18  | 9    | -1 | 6    | -13 | 0      | 0  |

資料:白石警察署

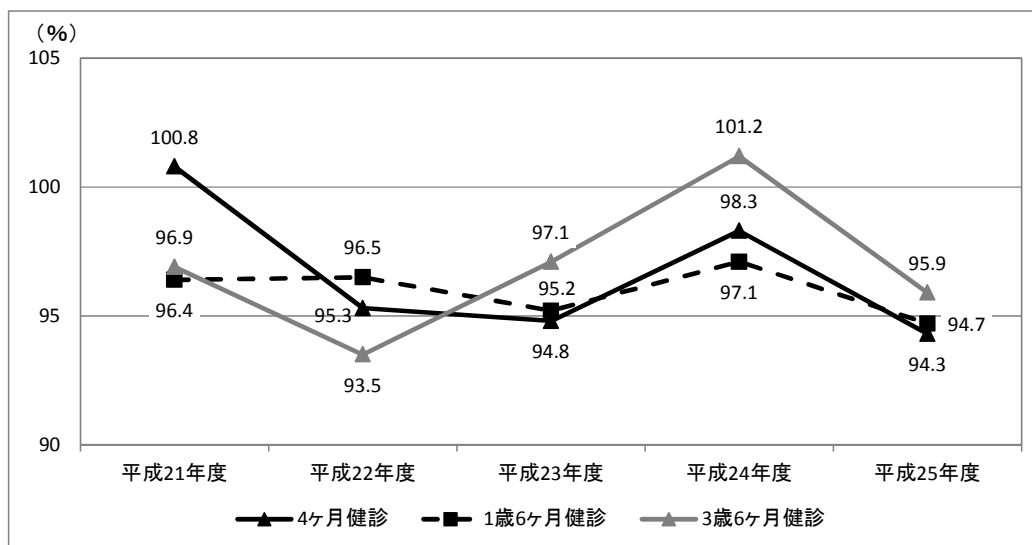
## 5. 小児医療の状況

### (1) 各種健診の受診率と受診者数の推移

各種健診の受診率の推移をみると、どの健診も90%以上で推移しており、平成25年度は全ての健診が95%前後の受診率となっています。

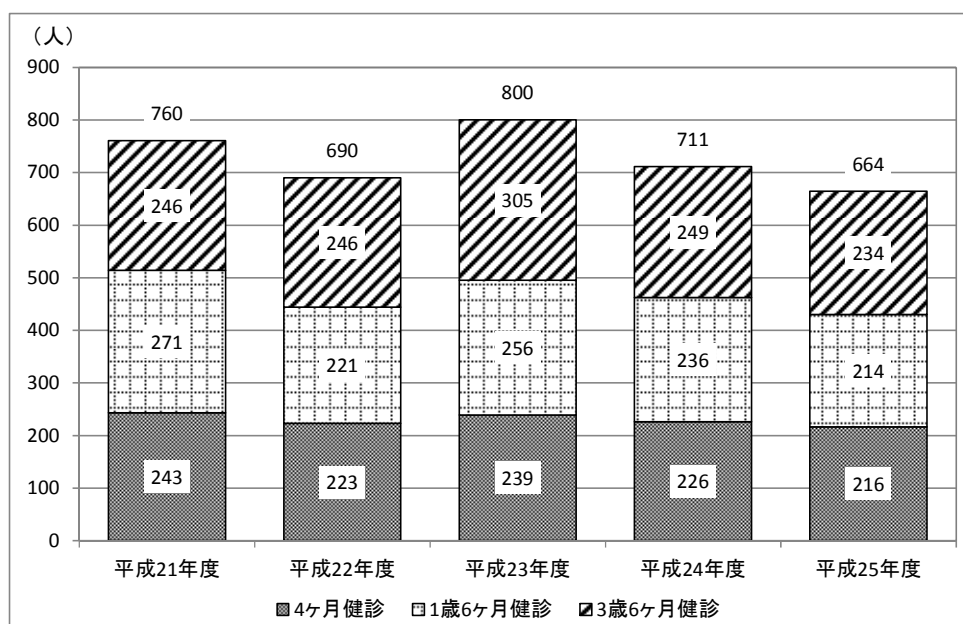
また、受診者数の推移をみると、平成23年度以降は健診の種類に関わらず減少傾向がみられ、平成25年度には3つの健診の受診者総数は664人となっています。

#### ■各種健診の受診率



資料: 健康推進課

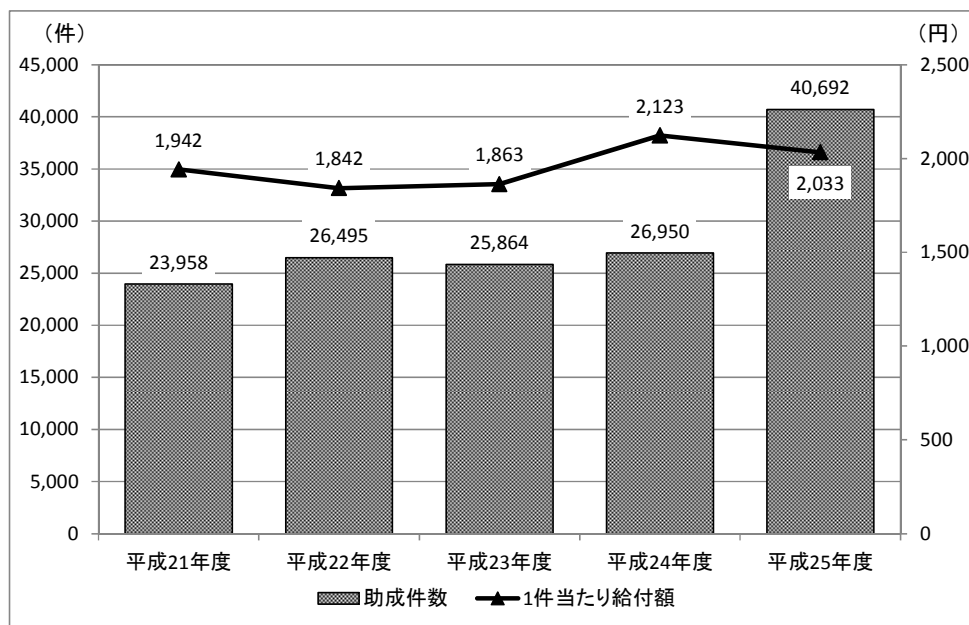
#### ■各種健診の受診者数



資料: 健康推進課

## (2) 子ども医療費助成の状況

子ども医療費助成の状況を見ると、平成24年度まではほぼ横ばいの推移でしたが、平成25年度は対象児童の拡大などにより助成件数が大幅に増加して、40,692件となっています。1件当たり給付額については、概ね2,000円前後での推移となっています。



資料:健康推進課

## 6. 次世代育成支援行動計画（後期）の評価

### （1）目標事業量の達成状況

白石市次世代育成支援行動計画(後期)で目標事業量が設定された各事業の平成26年度における見込みは以下の通りです。

「通常保育事業」、「延長保育事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」については、ほぼ目標事業量どおりの見込みとなっています。また、「放課後児童健全育成事業」については、目標事業量を上回る見込みとなっています。

一方で、「病児・病後児保育事業」と「一時預かり事業」については、目標事業量に対して平成26年度は未実施となっており、今後は本計画において実施に向けて取り組んでいきます。

| 事業名等                     | 内容  | 目標事業量(後期)                        |     | 平成26年度の見込み                       |     |
|--------------------------|---|----------------------------------|-----|----------------------------------|-----|
|                          |   | 人数                               | か所数 | 人数                               | か所数 |
| 通常保育事業                   | 保護者の労働又は疾病などにより、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。   | [0～2歳]<br>200人<br>[3～5歳]<br>330人 | 8か所 | [0～2歳]<br>190人<br>[3～5歳]<br>310人 | 8か所 |
| 延長保育事業                   | 保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。   | 150人                             | 3か所 | 150人                             | 3か所 |
| 病児・病後児保育事業<br>(体調不良児対応型) | 疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」があります。 | 433人                             | 1か所 | —                                | —   |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(センター型)   | 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などに関する相談指導や子育てサークルなどへの支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。                               | —                                | 1か所 | —                                | 1か所 |
| 一時預かり事業                  | 保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事による緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育園で預かります。   | 2,700<br>日/年                     | 1か所 | —                                | —   |

| 事業名等              | 内容  | 目標事業量(後期)              |     | 平成26年度の見込み             |     |
|-------------------|---|------------------------|-----|------------------------|-----|
|                   |   | 人数                     | か所数 | 人数                     | か所数 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と、「子育てのお手伝いをしたい人(講習を受けた提供会員)」が会員登録することで運営される相互援助組織です。 | —                      | 1か所 | —                      | 1か所 |
| 放課後児童健全育成事業       | 保護者が仕事などにより、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、施設での保育を実施します。                           | 210人<br>(うち、1～3年:150人) | 4か所 | 304人<br>(うち、1～3年:194人) | 6か所 |

※「特定保育事業」は前期計画では目標を設定しましたが、通常保育で対応できていることから、後期計画では目標を設定していません。

※「休日保育事業」は、平成22年度より休止しています。

## (2) 各施策の課題等

### ■ <基本目標1> 地域における子育て支援

#### (1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

前期計画に引き続き、地域の子育て環境の充実を目指して、様々な事業に取り組んできました。

多くの施策・事業は設定された目標に近い利用がされていますが、一部の施策・事業については、今後に向けた課題があげられています。主な課題は、以下の通りです。

| 事業名等                          | 担当課    | 課題  |
|-------------------------------|--------|---|
| 休日保育事業                        | 子ども家庭課 | 利用者が少ないため、平成22年度より事業を休止中です。   |
| 子育て支援サブセンター事業                 | 子ども家庭課 | 地区の公民館等に依頼して実施していますが、市民の認知度があまり高くないため、ほとんど利用されていません。                        |
| ファミリー・サポート・センター事業             | 子ども家庭課 | 利用者が増加傾向にあるため、提供会員を増やしていく必要があります。   |
| ふれあいプラザ事業<br>(プレイルーム「やんちゃっこ」) | 子ども家庭課 | 利用者が大勢集まると、室内が手狭になることがあり、職員の見守りが必要となっています。また、今後のさらなる利用者増が予想されるため、その対応も必要です。 |
| 家庭相談事業                        | 福祉事務所  | 相談件数増加への対応が必要となっています。また、緊急対応が必要な事例も発生しています。                                 |
| 白石市母子福祉対策<br>資金貸付金            | 福祉事務所  | 計画期間を通して利用がなかったため、制度自体の見直しを検討する必要があります。                                     |
| 母子相談                          | 福祉事務所  | 相談件数増加への対応が必要となっています。また、緊急対応が必要な事例も発生しています。                                 |



## (2) ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

本市では、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定めてワーク・ライフ・バランスの啓発に努めており、小中学生を対象とした「家庭の日」にちなんだ絵画の募集は徐々に応募件数が増加しているなど効果があがりつつありますが、一方で啓発方法については課題があげられました。

| 事業名等          | 担当課   | 課題  |
|---------------|-------|---|
| 白石市「家庭の日」推進事業 | 生涯学習課 | 徐々に「家庭の日」にちなんだイベント等の効果があがっていますが、市の広報などを通じた啓発を増やしていく必要があります。 |

## (3) 障がい児施策の充実

障がいのある子ども達が住みやすい地域であるよう、在宅福祉サービスや経済的な支援、移動支援など各種の生活支援サービスに取り組んできました。

ほとんどのサービスにおいて継続的なサービス利用および提供がされており、大きな課題等はあげられませんが、移動支援事業においては平成22年10月より通学が対象外となっています。

## (4) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

白石市子どもネットワーク連絡協議会は、要保護児童対策地域協議会としての機能も併せ持っており、要保護児童の適切な保護と支援を図り、児童の虐待防止や健全な育成のための情報交換、協議の場として運営されています。

大きな課題等はあげられておらず、今後も、関係機関等と協力してネットワークを形成し、連携を図り、それぞれの専門的な力を活用して効率的・効果的な支援を目指していきます。

### ■＜基本目標2＞乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

#### (1) 子どもや保護者の健康の確保

母子の健康の増進を目指して、妊娠や乳幼児の一般健康診査や育児相談、訪問指導、遊びの教室等の事業を実施しています。妊娠期から出産を経て、乳幼児の健診や育児相談まで、いずれの施策・事業も多くの方が利用されています。

今後も引き続き、安心して子どもを産み、育てるために、親子の健康支援は重要であり、継続して取り組んでいく必要があります。

## (2) 小児医療の充実

子どもの健やかな成長を願い、安心して病院等で受診できるよう、医療費の助成を行っています。

平成25年4月から、外来の医療費助成を小学校就学前相当の年齢から小学校卒業相当の年齢まで拡大しました。また、未熟児医療費助成事業を新たに実施し、未熟児に対する養育医療費を全額助成しています。さらに、平成26年10月から、外来の医療費助成を中学校卒業相当の年齢まで拡大しました。今後も、子どもの健康と子育て家庭の経済的な支援を継続します。

### ■<基本目標3>教育環境の整備

#### (1) 児童の健全育成

前期計画に引き続き、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館の運営、図書館事業等の充実を図ってきました。また、青少年の健全育成事業として、ジュニア・リーダー育成事業や伝統文化継承事業等を推進してきました。

放課後子ども教室については、保護者からの要望により、大平地区と福岡地区で放課後児童クラブに移行しています。

あげられた課題については、以下の通りです。

| 事業名等    | 担当課   | 課題  |
|---------|-------|---|
| いきいきプラザ | 生活環境課 | 地域における子育て支援のため、世代間交流を行っているボランティア団体の活動・交流への支援や、特徴ある施設の新たな活用による子育て支援が課題となっています。 |

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

いじめや不登校等の問題に対しては、スクールカウンセラーの配置や相談体制の充実を進めています。また、学校評議員会制度を活用し、様々な課題の解決にも取り組んでいます。

児童・生徒の生きる力の核となる豊かな人間性や社会性を育むため、体験学習やボランティア活動、スポーツ活動、情報教育などの推進を図ってきました。各事業は概ね良好な実施状況となっています。なお、白石市子ども支援ボランティアはスクールカウンセラーの配置が進んだこともあり、事業を休止しました。

| 事業名等           | 担当課   | 課題  |
|----------------|-------|---|
| 白石市子ども支援ボランティア | 学校教育課 | 平成25年度から、市内小学校にスクールカウンセラーが配置されたことにより休止しました。 |

### （3）家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力の向上に向けて、児童館や公民館などを活用し、世代間交流や遊びの場の提供、また、それに関わる情報提供など、家庭と地域の連携強化を図ってきました。同時に、子どもたちに有害な環境の浄化を関係機関と協力して実施してきました。

大きな課題があげられている施策・事業はありませんが、今後も引き続き家庭や地域の教育力の向上や子どもたちが健全に育つ地域づくりに取り組んでいきます。

## ■＜基本目標4＞生活環境の整備・安全の確保

### （1）安全・安心まちづくりの推進

子どもたちが地域の中で、安全に安心して過ごせるよう、地域内での防災・防犯活動や交通安全活動、道路の改良・整備等の安全対策を推進してきました。防犯・防災対策、交通安全活動については、地域住民や関係機関の協力により、充実した取組が行われています。道路等の改良・整備については、計画的に事業を実施しています。

今後もこれらの事業を継続して実施し、安心・安全に子育てできるまちづくりに取り組んでいきます。

## 7. 本市の子ども・子育て支援に関する課題

---

### (1) 総人口の減少、少子高齢化・核家族化の進行

---

本市は少子高齢化が進行しており、その結果として総人口は年々減少を続けています。男性の未婚率の上昇や出生率の低下など、少子化の直接的な要因への対応が必要と考えられますが、それ以外にも核家族化などによる子育てへの漠然とした不安なども少子化を進行させている要因と考えられます。

子育て支援という観点から本市の少子高齢化、核家族化の進行への対応を考えた場合、地域における子育て家庭への協力意識を醸成し、地域ぐるみで子育て家庭を支援していくことが重要です。

### (2) 保育・子育て支援サービスのさらなる充実

---

保育・子育て支援サービスについては、ある程度目標通りの利用がなされている事業が多くなっていますが、一部の事業では認知度が低く、あまり利用されていないものもありました。そうした事業や、認知度は高くとも利用に結びついていない事業などは、周知方法や実施方法を検討し、今後の利用者増加を目指していく必要があります。

特に、子育て家庭の経済的負担を軽減する事業や地域子育て支援センターの各種事業などが有効に活用されるよう、取り組んでいくことが重要です。また、利用者が増加している事業については、今後の提供体制などを整備していく必要もあります。

母親の就労意向が高くなっていることもあり、保護者が安心して働くことができるよう、今後も保育・子育て支援サービスの充実を目指し、地域の子育て満足度を向上させていくことが、少子化の解消にも繋がると考えられます。

### (3) 子どもの居場所の確保

---

次世代育成支援行動計画(後期)においても、児童の健全育成として放課後の居場所づくりに取り組んできましたが、昨年度に実施した調査では、就学前児童、小学生児童ともに、公園や屋内の遊び場を求める声が多くあがっていました。公園や屋内の遊び場など、就学前の児童が過ごせる場所や親子で楽しめる遊び場の整備、小学生などが放課後に過ごすことができる児童館などの整備を進めていくことが求められています。

また、併せて親子で楽しめる行事やイベントなどの充実を図っていくことも重要です。

### (4) 教育体制(幼稚園)の充実

---

昨年度に実施した調査結果では、3歳以降に平日の教育を希望する保護者が多くみられました。具体的な事業の利用希望では幼稚園が最も多くあげられていたことから、今後は幼稚園または認定こども園など、就学前に教育を提供できる体制の充実を検討していく必要があります。

## (5) 相談体制の充実

---

各種相談事業の相談件数が増加しており、また、緊急対応が必要な事例も出てきていることから、様々な状況に対応できる体制整備や、複雑化・深刻化する事例に対応できるよう相談員のスキルアップなどを図っていく必要があります。

さらに、核家族化などの進行により身近に相談相手がない方が増えていることも想定されるため、身近な相談場所として周知を図り、気軽に相談してもらえる場として活用してもらおうよう取り組んでいくことも重要です。

## (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

---

就労意向のある母親の増加している状況や父親の育児参加を促進する必要性などを考慮すると、地域ぐるみでのワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないものとなります。母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を地域ぐるみ、ひいては社会全体で醸成していく取組が必要です。

## (7) 医療機関の充実

---

安心して子どもを育てられる環境を整備するうえで、医療機関の充実は重要な要素となります。現在、母子保健として実施されている妊産婦や乳幼児を対象とした各種健診の利用者は多く、また、病児病後児など児童の健康を保つためにも、医療機関の充実や提供体制の整備に向けた支援を図っていくことが重要です。



### 第3章 計画の基本的な考え方

---





## 1. 基本理念

本市では、平成17年に策定した「白石市次世代育成支援行動計画」および平成22年に策定した「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」において、『子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり』を基本理念として掲げ、各種子育て支援施策を推進してきました。

この基本理念は、本市の子どもをとりまく環境が様々な問題や課題を抱えている中で、次の世代の担い手である子どもはかけがえのない宝であり、子どもの健やかな成長のためには、家庭だけではなく、地域ぐるみで愛情を持って見守ることが必要という考え方に基づいています。

一方で、「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

### <国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

本計画では、国の示す基本指針における考え方を踏まえ、また、「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」における考え方を継承し、子育てを通して、子ども・親・地域が一体となって、互いに成長しあえるまちを目指し、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

**子ども・親・地域  
みんなが育ちあうまちづくり**

## 2. 基本的な視点

---

本計画では、「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」の理念などを継承していることから、後期計画で設定された3つの基本的な視点も継承していきます。

### 基本的な視点

1. 安心して子育てできるまちづくり
2. 共に支えあう地域づくり
3. 夢や希望のもてる次代の親づくり

## 3. 次世代育成支援における基本目標

---

### ＜基本目標1＞地域における子育て支援の充実

---

ひとり親家庭や共働き家庭、専業主婦(夫)家庭等、それぞれの家庭によって異なった悩みを抱えています。あらゆる悩みに対応し、すべての子育て家庭が健やかに、子どもも保護者も互いに育っていけるよう、地域全体で支えていきます。

また、子育てと仕事の両立支援や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指し、保育所サービスや様々な子育て支援サービスの充実を図ります。同時に、育児休業制度の利用促進にも取り組みます。

さらに、児童館や公民館、子育てサークル、母親クラブといった既存の社会資源の活用、その情報提供にも努め、子育て支援サービス提供者間の連携にも努めます。障がい児が身近な地域で安心して生活できるよう、また、児童虐待の防止・撲滅のために、より一層の関係機関の連携と一貫した総合的な取組を推進します。

## ＜基本目標 2＞乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

---

子育てをしていくにあたって、子どもはもちろん、保護者も心身ともに健康であることは大変重要です。そのため、妊娠初期から出産、その後の子育てまで、関連する母子保健に関する施策とも連携を取りつつ、相談や健康診査等の事業の充実を図ります。

また、すべての子どもの健やかな成長に向け、食育推進や疾病予防等の母子保健の充実を図ります。

さらに、講演会やグループワーク等を実施する等、段階に応じて、それぞれに適切な支援・指導を行っていきます。

## ＜基本目標 3＞教育環境の整備

---

ゆとりとるおいのある教育環境づくりをおこなうため、幼児の主体的な活動の場を確保し、幼児期にふさわしい生活を豊かに展開すること。幼児が生活の流れの中で、興味や欲求に基づいて周囲の環境(物的、人的環境、自然環境)と関わり合い、遊びを通じて具体的、直接的体験を積み重ねること。日常生活や遊びの中で、生活に必要なきまり、約束、遊びのルールを守るなど、道徳性の芽生えを培うこと。幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に則した指導を行い、一人ひとりの幼児が自己充実して遊べる場。基本的な生活習慣や社会生活に順応できる基礎能力を育てる場。幼児が、取りまく環境(物的、人的環境、自然環境)に、自分から関わろうとする心情や意欲、態度を育てる場等の教育環境づくりを推進します。

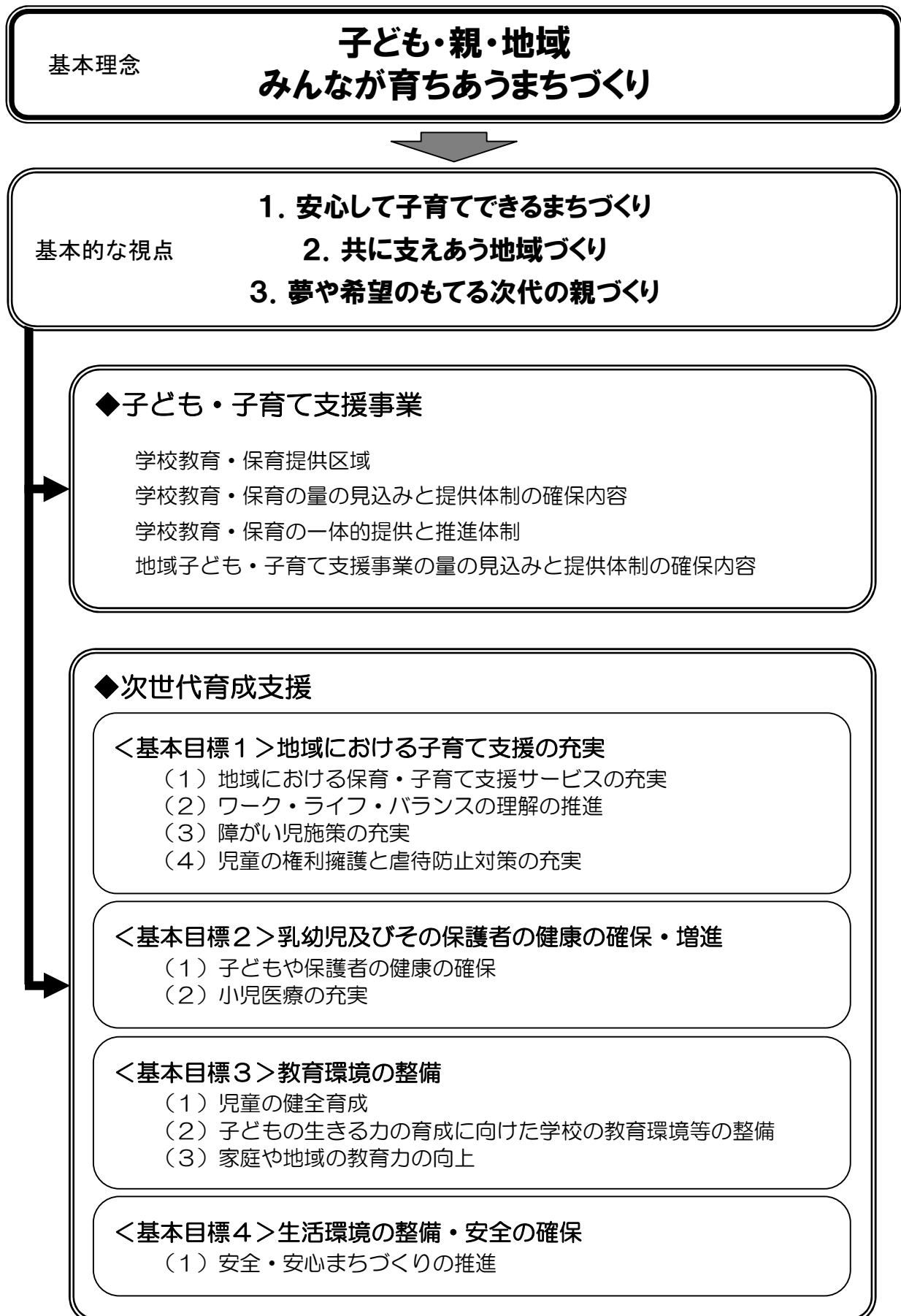
## ＜基本目標 4＞生活環境の整備・安全の確保

---

子どもや子ども連れの親が安全に、安心して生活していけるよう、道路交通環境や公園、住宅等の整備やバリアフリー化等に努めます。

幼い頃から交通安全教育を徹底して行い、子どもの交通安全意識の向上を図ります。また、子ども達の身を守るため、関係機関の連携・協力体制の強化を推進し、見回りや声かけ等を行い、子どもたち自身だけでなく、それを見守る地域の大人たちも巻き込んだ、防犯意識の高揚を図ります。

## 4. 施策体系



## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---



## 1. 児童人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果によると、平成32年(2020年)の本市の総人口は34,328人と推計されています。

その将来人口推計結果および平成23～25年の本市の人口の年齢構成比を用いて算出した、本計画の計画期間における児童人口の推計結果は以下の通りです。

総人口が減少することから児童人口についても減少傾向がみられ、11歳以下の合計では平成27年度が3,250人であるのに対して、平成31年度では3,117人と133人の減少がみられます。

(人)

| 年齢  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 227    | 224    | 222    | 220    | 218    |
| 1歳  | 233    | 231    | 229    | 227    | 225    |
| 2歳  | 248    | 245    | 243    | 241    | 239    |
| 3歳  | 262    | 259    | 256    | 253    | 250    |
| 4歳  | 270    | 268    | 265    | 262    | 259    |
| 5歳  | 268    | 265    | 262    | 259    | 256    |
| 6歳  | 266    | 263    | 260    | 257    | 254    |
| 7歳  | 266    | 264    | 261    | 258    | 255    |
| 8歳  | 282    | 279    | 276    | 273    | 270    |
| 9歳  | 306    | 303    | 300    | 297    | 294    |
| 10歳 | 306    | 303    | 300    | 297    | 294    |
| 11歳 | 316    | 312    | 309    | 306    | 303    |
| 合計  | 3,250  | 3,216  | 3,183  | 3,150  | 3,117  |

## 2. 教育・保育提供区域

---

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

### ■教育・保育提供区域

全市で1区域

本市では、教育・保育提供区域を全市で1区域と設定しました。これは以下のような考え方で決定されました。

- 本市の既存の教育・保育施設は市街地に偏って設置されているものの、既に地区をまたいで利用されていることや通園バスの運行などにより、利用範囲は広いと考えられる
- 区域を大きく設定することにより、需給調整や各種サービスの提供などに柔軟に対応でき、また、利用者が特長ある教育・保育サービスを自由に選択することができる
- 宮城県で策定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（仮称））では各市町村を1区域と設定されているため、整合性を図ることができる

なお、各地区への配慮や提供施設のバランスの良い設置などについては、今後も引き続き検討していきます。



### 3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

#### (1) 計画期間における量の見込み

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は以下の通りです。

##### ■認定区分

| 区分   | 内容                        |
|------|---------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童 |
| 2号認定 | 3～5歳の保育を必要とする児童           |
| 3号認定 | 0～2歳の保育を必要とする児童           |

##### ■量の見込み

|        |                  |         |         | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |      |
|--------|------------------|---------|---------|------|------|------|------|
|        |                  |         |         |      |      | 0歳   | 1・2歳 |
| 平成27年度 | 量の見込み(必要利用定員総数)① |         |         | 368人 | 368人 | 60人  | 176人 |
|        | 確保の内容(提供体制)②     | 施設型給付   | 保育園     | 0人   | 312人 | 39人  | 149人 |
|        |                  |         | 幼稚園     | 280人 | 0人   |      |      |
|        |                  |         | 認定こども園  | 0人   | 0人   | 0人   | 0人   |
|        |                  | 地域型保育給付 | 小規模保育事業 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 家庭的保育事業 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 居宅訪問型保育 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 事業所内保育  |      |      | 0人   | 0人   |
|        | 認可外保育施設          |         |         | 0人   | 11人  | 29人  |      |
|        | 確認を受けない幼稚園       |         | 240人    |      |      |      |      |
| ②-①    |                  |         |         | 152人 | ▲56人 | ▲10人 | 2人   |
| 平成28年度 | 量の見込み(必要利用定員総数)① |         |         | 365人 | 364人 | 59人  | 174人 |
|        | 確保の内容(提供体制)②     | 施設型給付   | 保育園     | 0人   | 312人 | 39人  | 149人 |
|        |                  |         | 幼稚園     | 280人 | 0人   |      |      |
|        |                  |         | 認定こども園  | 200人 | 40人  | 13人  | 27人  |
|        |                  | 地域型保育給付 | 小規模保育事業 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 家庭的保育事業 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 居宅訪問型保育 |      |      | 0人   | 0人   |
|        |                  |         | 事業所内保育  |      |      | 0人   | 0人   |
|        | 認可外保育施設          |         |         | 0人   | 3人   | 2人   |      |
|        | 確認を受けない幼稚園       |         | 0人      |      |      |      |      |
| ②-①    |                  |         |         | 115人 | ▲12人 | ▲4人  | 4人   |

|        |                  |             |         | 1号認定   | 2号認定 | 3号認定 |      |      |
|--------|------------------|-------------|---------|--------|------|------|------|------|
|        |                  |             |         |        |      | 0歳   | 1・2歳 |      |
| 平成29年度 | 量の見込み(必要利用定員総数)① |             |         |        | 360人 | 359人 | 58人  | 172人 |
|        | 確保の内容(提供体制)②     | 教育・保育量の見込み  | 施設型給付   | 保育園    | 0人   | 312人 | 39人  | 149人 |
|        |                  |             |         | 幼稚園    | 280人 | 0人   |      |      |
|        |                  |             |         | 認定こども園 | 200人 | 40人  | 13人  | 27人  |
|        |                  | 地域型<br>保育給付 | 小規模保育事業 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 家庭的保育事業 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 居宅訪問型保育 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 事業所内保育  |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        | 認可外保育施設          |             |         |        | 0人   | 3人   | 2人   |      |
|        | 確認を受けない幼稚園       |             |         | 0人     |      |      |      |      |
| ②-①    |                  |             |         | 120人   | ▲7人  | ▲3人  | 6人   |      |
| 平成30年度 | 量の見込み(必要利用定員総数)① |             |         |        | 356人 | 356人 | 58人  | 171人 |
|        | 確保の内容(提供体制)②     | 教育・保育量の見込み  | 施設型給付   | 保育園    | 0人   | 312人 | 39人  | 149人 |
|        |                  |             |         | 幼稚園    | 280人 | 0人   |      |      |
|        |                  |             |         | 認定こども園 | 200人 | 40人  | 13人  | 27人  |
|        |                  | 地域型<br>保育給付 | 小規模保育事業 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 家庭的保育事業 |        |      | 6人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 居宅訪問型保育 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 事業所内保育  |        |      | 0人   | 2人   |      |
|        | 認可外保育施設          |             |         |        | 0人   | 0人   | 0人   |      |
|        | 確認を受けない幼稚園       |             |         | 0人     |      |      |      |      |
| ②-①    |                  |             |         | 124人   | ▲4人  | 0人   | 7人   |      |
| 平成31年度 | 量の見込み(必要利用定員総数)① |             |         |        | 352人 | 352人 | 57人  | 169人 |
|        | 確保の内容(提供体制)②     | 教育・保育量の見込み  | 施設型給付   | 保育園    | 0人   | 312人 | 39人  | 149人 |
|        |                  |             |         | 幼稚園    | 280人 | 0人   |      |      |
|        |                  |             |         | 認定こども園 | 200人 | 40人  | 13人  | 27人  |
|        |                  | 地域型<br>保育給付 | 小規模保育事業 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 家庭的保育事業 |        |      | 6人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 居宅訪問型保育 |        |      | 0人   | 0人   |      |
|        |                  |             | 事業所内保育  |        |      | 0人   | 2人   |      |
|        | 認可外保育施設          |             |         |        | 0人   | 0人   | 0人   |      |
|        | 確認を受けない幼稚園       |             |         | 0人     |      |      |      |      |
| ②-①    |                  |             |         | 128人   | 0人   | 1人   | 9人   |      |

## (2) 各事業の推進の方向性

### ■保育園

保護者の労働又は疾病などにより、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。

#### 【今後の方向性】

過去の実績やアンケート調査の結果などから、保育ニーズが高い状態はしばらく続くと見込まれます。特に、3歳以下の潜在的保育ニーズが高くなっており、実際の保育量も増加すると見込んでいます。こうした傾向を踏まえ、今後は、さらに保育の充実を図っていきます。

#### 【3号認定保育利用率】

|                  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 満3歳未満児数(A)       | 708    | 700    | 694    | 688    | 682    |
| 3号認定子どもの利用定員数(B) | 188    | 228    | 228    | 236    | 236    |
| 保育利用率(B/A)       | 26.55% | 32.57% | 32.85% | 34.30% | 34.60% |

満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合(保育利用率)は平成31年度に34.60%になることを目指します。

### ■幼稚園

保護者の就労状況には関わりなく、満3歳から小学校就学前の児童に向けた教育を行います。

#### 【今後の方向性】

アンケート調査の結果では幼稚園の利用希望が6割近くとなっており、フルタイムで働く保護者の利用希望も4割を超えているなど教育ニーズは高くなっていることから、今後も現在と同程度の利用を見込んでいきます。引き続き、教育環境の充実を推進していきます。

## ■認定こども園

保育園と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

### 【今後の方向性】

現在、市内に認定こども園はなく、アンケート調査の結果でも認知度や利用希望は低くなっています。しかし、今後に向けては、市民の高い保育ニーズを満たすことと、両親がフルタイムで働く世帯の約4割が希望する教育ニーズの受け皿としても期待されていることから、幼稚園や保育所などの既存施設の認定こども園への移行を支援するため、情報提供などに努めていきます。

## ■小規模保育事業

主に3歳未満を対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。

### 【今後の方向性】

アンケート調査の結果では認知度、利用希望ともに低くなっていますが、今後、増加が予想される3歳未満の保育ニーズの受け皿として期待されていることから、事業者への情報提供などを行い、新制度への移行を支援していきます。

## ■家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気の下、少人数(家庭的保育者1人につき3人)を対象にきめ細かな保育を行います。

### 【今後の方向性】

アンケート調査の結果では認知度、利用希望ともに低くなっていますが、今後、増加が予想される3歳未満の保育ニーズの受け皿として期待されています。事業者への情報提供などを行い、新制度への移行を支援していきます。

## ■居宅訪問型保育

障がいや疾患などで個別なケアが必要な場合などに利用者の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行います。

### 【今後の方向性】

アンケート調査の結果では認知度、利用希望ともに低い現状となっていますが、集団保育が難しい児童の保育ニーズの受け皿として期待されています。今後は事業者への情報提供などを行い、新制度への参入支援を行っていきます。

## ■事業所内保育

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣などで、主に従業員の児童を対象として保育を行います。

### 【今後の方向性】

アンケート調査の結果では現状の認知度、利用希望ともに低くなっていますが、従業員への福利厚生だけでなく、地域の保育ニーズの受け皿としても期待されることから、今後は事業者への情報提供などを行い、新制度への参入支援を行っていきます。

## ■認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、県や市の定める基準を満たした保育施設です。

### 【今後の方向性】

過去の実績やアンケート調査の結果などから、保育ニーズが高い状態はしばらく続くと見込まれることから、認可外保育施設についても保育ニーズの受け皿として期待されています。今後は事業者への情報提供などを行い、新制度への移行を支援していきます。

## ■確認を受けない幼稚園

子ども・子育て新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園です。

### 【今後の方向性】

本市では、これまでの利用実績やアンケート調査の結果から幼稚園の利用希望が高い傾向にあり、新制度に移行しない幼稚園についても、引き続き、教育ニーズの受け皿として重要と考えています。今後は、事業者の意向を踏まえつつ、新制度への移行のに向けた情報提供等を行うなど、支援を行っていきます。

## 4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

---

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

---

現在、本市内には認定こども園がなく、市民の認定こども園に対するニーズも幼稚園や保育園と比べて高くないのが現状です。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長や地域の子育て支援を行う機能もあり、全ての子どもに良質な成育環境を保障するという新制度の考え方からも普及促進を図っていくことが重要だと考えます。

公立の幼稚園・保育園については、当面の間は認定こども園へ移行せず、このまま運営を続けていく方針ですが、民間の幼稚園設置者・保育園設置者に対しては、設置者の意向も踏まえつつ、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、認定こども園への移行を支援していきます。

将来的には、市内に1か所以上の設置を目標とします。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

---

乳幼児期の発達は連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることなどを踏まえ、現在も実施している幼稚園、保育園、小学校間の交流活動を継続し、充実させていきます。また、地域ボランティアや中高生の職場体験などの受け入れ、読み聞かせ会や昔遊びの会などを通じて地域との交流を図ります。さらに、未就園児の受け入れと交流活動の実施、子育て相談などの支援についても、継続して行っていきます。

### (3) 幼稚園・保育園・小学校の連携、なめらかな接続の取組の推進

---

本市独自の事業として、市内の公私立の幼稚園・保育園の教職員、公立小学校の教員を対象として、接続のカリキュラムに関する合同研修会(授業参観)を年1回開催しており、今後も継続して実施していきます。

また、市内の各小学校とそれに接続する近隣幼稚園・保育園を3つのブロックに分け、幼児・児童・教職員等の交流活動も行っています。特に、教職員同士の顔の見える関係の構築を重視しており、小学校への児童のスムーズな受け入れを図っています。

さらに、幼児期から小学校段階への子どもたちの発達と学びの連続性を考慮し、幼稚園や保育園から小学校生活への円滑な接続を図ることを目的として、本市の各小学校区で共通して実践できるよう白石市接続カリキュラムを作成しました。

このカリキュラムは、幼稚園・保育園の年長児後半から取り組む「アプローチカリキュラム」と、小学校入学当初の学習や生活にスムーズに適応していくことができるよう編成した「スタートカリキュラム」から構成されています。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

### (1) 計画期間における量の見込み

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

|                               |         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |       |
|-------------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 利用者支援事業                       | 量の見込み①  | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       |       |
|                               | 確保の内容②  | 0 か所       | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       |       |
|                               | ②－①     | ▲1 か所      | 0 か所       | 0 か所       | 0 か所       | 0 か所       |       |
| 時間外保育事業<br>(延長保育)             | 量の見込み①  | 71 人       | 70 人       | 70 人       | 69 人       | 68 人       |       |
|                               | 確保の内容②  | 150 人      | 150 人      | 150 人      | 150 人      | 150 人      |       |
|                               | ②－①     | 79 人       | 80 人       | 80 人       | 81 人       | 82 人       |       |
| 放課後児童健全育成事業                   | 量の見込み①  | 335 人      | 332 人      | 327 人      | 324 人      | 321 人      |       |
|                               | 低学年     | 確保の内容②     | 210 人      | 210 人      | 210 人      | 230 人      | 230 人 |
|                               | 高学年     | 確保の内容③     | 100 人      | 100 人      | 100 人      | 110 人      | 110 人 |
|                               | (③＋②)－① | ▲25 人      | ▲22 人      | ▲17 人      | 16 人       | 19 人       |       |
| 地域子育て支援拠点事業                   | 量の見込み①  | 2,826 人    | 2,793 人    | 2,769 人    | 2,746 人    | 2,719 人    |       |
|                               | 確保の内容②  | 3,000 人    | 3,000 人    | 3,000 人    | 3,000 人    | 3,000 人    |       |
|                               | ②－①     | 174 人      | 207 人      | 231 人      | 254 人      | 281 人      |       |
| 一時預かり(在園児対象)                  |         |            |            |            |            |            |       |
| 1号認定の利用                       | 量の見込み①  | 1,151 人    | 1,140 人    | 1,127 人    | 1,114 人    | 1,101 人    |       |
| 2号認定の利用                       | 量の見込み②  | 9,118 人    | 9,027 人    | 8,925 人    | 8,822 人    | 8,719 人    |       |
|                               | 確保の内容③  | 0 人        | 12,000 人   | 12,000 人   | 12,000 人   | 12,000 人   |       |
|                               | ③－②－①   | ▲10,269 人  | 1,833 人    | 1,948 人    | 2,064 人    | 2,180 人    |       |
| 一時預かり(幼稚園以外)等                 | 量の見込み①  | 2,427 人    | 2,400 人    | 2,376 人    | 2,352 人    | 2,329 人    |       |
| 一時預かり<br>(幼稚園以外)              | 確保の内容②  | 0 人        | 0 人        | 1,500 人    | 1,500 人    | 1,500 人    |       |
| ファミリー・サポート・センター<br>(病児・病後児以外) | 確保の内容③  | 1,000 人    | 1,000 人    | 1,000 人    | 1,000 人    | 1,000 人    |       |
|                               | (③＋②)－① | ▲1,427 人   | ▲1,400 人   | 124 人      | 148 人      | 171 人      |       |

|                               |                                   | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |      |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------|
| 病児病後児                         | 量の見込み①                            | 239人       | 236人       | 234人       | 232人       | 229人       |      |
|                               | 病児病後児保育                           | 確保の内容②     | 0人         | 0人         | 0人         | 960人       | 960人 |
|                               | ファミリー・サポート・センター<br>(病児・病後児利用)     | 確保の内容③     | 0人         | 0人         | 0人         | 0人         | 0人   |
|                               | (③+②)-①                           | ▲239人      | ▲236人      | ▲234人      | 728人       | 731人       |      |
| 子育て援助活動支援事業                   | 量の見込み①                            | 550人       | 550人       | 549人       | 548人       | 547人       |      |
|                               | ファミリー・サポート・センター<br>(低学年)          | 確保の内容②     | 350人       | 350人       | 350人       | 350人       | 350人 |
|                               | ファミリー・サポート・センター<br>(高学年)          | 確保の内容③     | 250人       | 250人       | 250人       | 250人       | 250人 |
|                               | (③+②)-①                           | 50人        | 50人        | 51人        | 52人        | 53人        |      |
| 妊婦健康診査                        | 量の見込み①                            | 246人       | 243人       | 241人       | 238人       | 236人       |      |
|                               | 健診回数(①×14)                        | 3,444回     | 3,402回     | 3,374回     | 3,332回     | 3,304回     |      |
|                               | 確保の内容②                            | 260人       | 260人       | 260人       | 260人       | 260人       |      |
|                               | ②-①                               | 14人        | 17人        | 19人        | 22人        | 24人        |      |
| 乳児家庭全戸訪問事業                    | 量の見込み①                            | 236人       | 234人       | 231人       | 229人       | 226人       |      |
|                               | 確保の内容②                            | 260人       | 260人       | 260人       | 260人       | 260人       |      |
|                               | ②-①                               | 24人        | 26人        | 29人        | 31人        | 34人        |      |
| 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 量の見込み①                            | 35人        | 35人        | 35人        | 35人        | 35人        |      |
|                               | 確保の内容②                            | 40人        | 40人        | 40人        | 40人        | 40人        |      |
|                               | ②-①                               | 5人         | 5人         | 5人         | 5人         | 5人         |      |
|                               | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(実務者会議台帳搭載者数) | 量の見込み①     | 75人        | 75人        | 75人        | 75人        | 75人  |
|                               |                                   | 確保の内容②     | 80人        | 80人        | 80人        | 80人        | 80人  |
|                               |                                   | ②-①        | 5人         | 5人         | 5人         | 5人         | 5人   |



## (2) 各事業における量の見込み

### ■利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

#### 【今後の方向性】

教育・保育施設等の利用についてだけでなく、子育て支援全般の情報提供について要望は大きいものと考えられることから、子育て全般の相談窓口を設けて専門の相談員を配置するなど、今後は子育て支援に関するワンストップサービスの構築を目指していきます。

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 1 か所   | 1 か所   | 1 か所   | 1 か所   | 1 か所   |
| 確保の内容② | 0 か所   | 1 か所   | 1 か所   | 1 か所   | 1 か所   |
| ②-①    | ▲1 か所  | 0 か所   | 0 か所   | 0 か所   | 0 か所   |

### ■時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。

#### 【今後の方向性】

平成25年度の利用実績は高くなかったものの、アンケート調査の結果などから潜在的な利用ニーズは高いものと考えます。潜在的なものも含めた利用ニーズに対応できるよう、延長保育の充実を図っていきます。

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 71 人   | 70 人   | 70 人   | 69 人   | 68 人   |
| 確保の内容② | 150 人  | 150 人  | 150 人  | 150 人  | 150 人  |
| ②-①    | 79 人   | 80 人   | 80 人   | 81 人   | 82 人   |

## ■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。また、保護者が安心して就労できる環境づくりに寄与し、仕事と子育ての両立を支援しています。

### 【今後の方向性】

利用実績も増加傾向にあり、アンケート調査の結果からは未設置校区の潜在的な利用ニーズが高いことが伺えます。今後は、こうした利用ニーズに対応できるよう事業の充実を図っていきます。

また、平成26年度から4か所の業務委託により、開所時間を延長しています。今後も、利用者ニーズの把握に努め、開所時間の延長などについて検討していきます。

|        |     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① |     | 335人   | 332人   | 327人   | 324人   | 321人   |
| 確保の内容② | 低学年 | 210人   | 210人   | 210人   | 230人   | 230人   |
|        | 高学年 | 100人   | 100人   | 100人   | 110人   | 110人   |
| ②-①    |     | ▲25人   | ▲22人   | ▲17人   | 16人    | 19人    |

## ■地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などに関する相談指導や子育てサークルなどへの支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。

### 【今後の方向性】

量の見込みは、これまでの利用実績から推計しています。また、アンケート調査の結果では、利用希望が対象児童の約2割に留まっているため、機能の強化・充実を図り、利用者増加を目指していきます。

|        |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① |  | 2,826人 | 2,793人 | 2,769人 | 2,746人 | 2,719人 |
| 確保の内容② |  | 3,000人 | 3,000人 | 3,000人 | 3,000人 | 3,000人 |
| ②-①    |  | 174人   | 207人   | 231人   | 254人   | 281人   |

## ■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

### 【今後の方向性】

これまで利用実績を元に量の見込みの推計を行っていますが、アンケート調査の結果などからは潜在的な利用ニーズも少なくないことが予想されます。現在、預かり保育は私立幼稚園のみが行っていますが、今後は事業者の意向を踏まえつつ、情報提供などを行うことで新制度への移行の支援を図っていきます。

|                  | 平成27年度    | 平成28年度   | 平成29年度   | 平成30年度   | 平成31年度   |
|------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み①<br>(1号認定) | 1,151 人   | 1,140 人  | 1,127 人  | 1,114 人  | 1,101 人  |
| 量の見込み②<br>(2号認定) | 9,118 人   | 9,027 人  | 8,925 人  | 8,822 人  | 8,719 人  |
| 確保の内容③           | 0 人       | 12,000 人 | 12,000 人 | 12,000 人 | 12,000 人 |
| ③－②－①            | ▲10,269 人 | 1,833 人  | 1,948 人  | 2,064 人  | 2,180 人  |

※平成27年度は、預かり保育を実施している私立幼稚園が新制度に移行せず、また、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しない意向のため、確保内容を0人としていますが、引き続き従来の預かり保育は、実施する予定です。

## ■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育園やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

### 【今後の方向性】

現在、本市では一時預かりを実施している施設はなく、ファミリー・サポート・センター事業でその一部を補っている状況です。これまでの利用実績から、潜在的な利用ニーズは高いと考えられるため、今後は、引き続きファミリー・サポート・センター事業での提供を軸としつつ、事業者への情報提供などの各種支援を行い、一時預かり事業単独での実施を目指します。

|                                   | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  |
|-----------------------------------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 量の見込み①                            | 2,427 人  | 2,400 人  | 2,376 人 | 2,352 人 | 2,329 人 |
| 確保の内容②<br>(一時預かり<br>(幼稚園以外))      | 0 人      | 0 人      | 1,500 人 | 1,500 人 | 1,500 人 |
| 確保の内容③<br>(ファミサポ病<br>児・病後児以<br>外) | 1,000 人  | 1,000 人  | 1,000 人 | 1,000 人 | 1,000 人 |
| (③+②)－①                           | ▲1,427 人 | ▲1,400 人 | 124 人   | 148 人   | 171 人   |

## ■病児病後児保育事業

疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」があります。

### 【今後の方向性】

本市では病後児保育を実施している施設はなく、ごく軽度の病後児についてファミリー・サポート・センター事業で対応していますが、ここ数年にかけては利用実績がない状態となっています。

病児保育も実施している施設はなく、近隣市町にも実施している施設がないため、こちらについても利用実績はありませんが、アンケート調査の結果などから、病児保育の利用には慎重な意見が多いものの、潜在的な利用ニーズがあることが認められます。

病児保育を利用するとした場合は「小児科に併設した施設」を希望した方が約8割を占めていることから、今後は事業者や医療機関などへの情報提供を行い、病児病後児保育事業の実施を検討していきます。

|                      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み①               | 239人   | 236人   | 234人   | 232人   | 229人   |
| 確保の内容②<br>(病児病後児保育)  | 0人     | 0人     | 0人     | 960人   | 960人   |
| 確保の内容③<br>(ファミサポ病後児) | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |
| (③+②)-①              | ▲239人  | ▲236人  | ▲234人  | 728人   | 731人   |

## ■子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）

「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と、「子育てのお手伝いをしたい人(講習を受けた提供会員)」が会員登録することで運営される相互援助組織です。

### 【今後の方向性】

放課後児童クラブや塾などの送迎を中心に一定数の利用があり、今後も同程度の利用を見込んでいます。今後は、利用ニーズに応えられるよう提供会員の確保に努めていきます。

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 550人   | 550人   | 549人   | 548人   | 547人   |
| 確保の内容② | 低学年    | 350人   | 350人   | 350人   | 350人   |
|        | 高学年    | 250人   | 250人   | 250人   | 250人   |
| ②-①    | 50人    | 50人    | 51人    | 52人    | 53人    |

## ■妊婦健康診査

妊婦の健康・出産と、子どもの健やかな成長を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

### 【今後の方向性】

これまでの受診者数の実績と出生数の将来推計から、計画期間中の受診者数は240人前後で推移すると予想されます。

今後も引き続き、妊婦の経済的な負担の軽減を図るとともに、妊娠中の異常などの早期発見・早期治療に努め、安心して出産を迎えられるよう取り組んでいきます。

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み①     | 246人   | 243人   | 241人   | 238人   | 236人   |
| 健診回数(①×14) | 3,444回 | 3,402回 | 3,374回 | 3,332回 | 3,304回 |
| 確保の内容②     | 260人   | 260人   | 260人   | 260人   | 260人   |
| ②-①        | 14人    | 17人    | 19人    | 22人    | 24人    |

## ■乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4カ月までの乳児、小さく生まれた乳児(養育医療対象児)の健康管理や授乳方法、育児などについて相談等を行う事業です。

### 【今後の方向性】

これまでの対象者数の実績と出生数の将来推計から、計画期間中の対象者数は230人前後で推移すると予想されます。

今後も引き続き、よりよい母子関係の構築、育児不安の解消や虐待の予防・発見を目的に、すべての家庭を訪問できるよう努めます。

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 236人   | 234人   | 231人   | 229人   | 226人   |
| 確保の内容② | 260人   | 260人   | 260人   | 260人   | 260人   |
| ②-①    | 24人    | 26人    | 29人    | 31人    | 34人    |

■養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業については、乳児はおおよそ年間15件程度に留まっているものの、未就学児全体では増加傾向となっていることから、今後も適切な支援が行えるよう、関係機関との連携の強化を継続していきます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、白石市子どもネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）を年1回開催し、実務者レベルの要保護児童対策地域協議会実務者会議も開催しています。また、必要に応じてケース会議も開催しています。

実務者会議台帳搭載者は近年増加傾向にあり、特に、保護者の養育能力が低いために養育支援が必要となるケースの増加が懸念されています。今後も関係機関との連携強化に取り組み、適切な支援が行えるよう努めます。

【養育支援訪問事業】

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 35人    | 35人    | 35人    | 35人    | 35人    |
| 確保の内容② | 40人    | 40人    | 40人    | 40人    | 40人    |
| ②-①    | 5人     | 5人     | 5人     | 5人     | 5人     |

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳搭載者数）】

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み① | 75人    | 75人    | 75人    | 75人    | 75人    |
| 確保の内容② | 80人    | 80人    | 80人    | 80人    | 80人    |
| ②-①    | 5人     | 5人     | 5人     | 5人     | 5人     |

## 第5章 分野別施策の展開

---





## 1. <基本目標1>地域における子育て支援の充実

### (1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」に引き続き、仕事と生活の調和のとれた子育てを目指し、多様化する保育ニーズに対応するため保育サービスの充実を図り、産休・育休明けの希望時期に円滑にサービスを利用できるよう提供体制の整備や情報提供に努めます。

また、子育て家庭の孤立感を解消するため、地域子育て支援センターや子育て支援サブセンターの周知を図り、認知度の向上と利用者数の増加を目指します。また、各種相談事業の需要も増加していることから、相談員等の資質向上を含め、機能強化に取り組みます。

さらに、地域ぐるみの子育て支援の広がりを実現するため、ファミリー・サポート・センター事業や白石市子育てサポーター養成講座など、地域の人材を活用する事業の展開を推進します。

ひとり親家庭への就労支援や経済的な支援を含む日常生活支援にも力を入れ、すべての子どもや子育て家庭を応援する観点に立った施策を総合的に推進していきます。

#### ■具体的施策

| 事業名               | 担当課          | 内容  |
|-------------------|--------------|---|
| 保育園運営事業           | 子ども家庭課       | 保育を必要とする児童の保育施設への入所を実施します。家庭や地域社会と連携をとりながら、児童の健全な心身の発達を図ります。  |
| 幼稚園の子育て支援         | 学校教育課        | 未就園児に幼稚園の園庭・園舎を開放しています。地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。   |
| 休日保育事業            | 子ども家庭課       | 日曜・祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育園にて休日保育を行います。(平成22年度以降は休止中)  |
| 第3子以降保育料無料化事業     | 学校教育課・子ども家庭課 | 保護者に係る経済的負担を軽減することを目的とした子育て支援事業です。  |
| 誕生祝い金贈呈事業         | 子ども家庭課       | 白石市民として誕生した新しい生命が、将来地域の宝となるよう前途を祝福し、健やかに成長することを願って、父母にお祝い金(商品券)を贈呈しています。                                  |
| 子育て支援サブセンター事業     | 子ども家庭課       | 平成18年9月、子育ての孤立化等を防ぐため、身近なところで相談等ができるようにと、市内の各地区、計13か所にサブセンターを開設しました。                                      |
| あしたば白石            | 子ども家庭課       | 勤労婦人、勤労者家庭の主婦及び勤労青少年の福祉の増進を図るとともに、婦人の地位の向上と併せて勤労青少年の健全育成を図るため設置し、各種講座やサークル活動の支援を行っています。                   |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子ども家庭課       | 子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いができる人(提供会員)で構成される会員制の組織で、保護者がやむを得ない事情で子どもを一時預けたいときなど、会員同士が協力し、育児の相互援助を行います。 |

| 事業名                               | 担当課    | 内容  |
|-----------------------------------|--------|---|
| ふれあいプラザ事業<br>(プレイルーム<br>「やんちゃっこ」) | 子ども家庭課 | 子どもの遊びの広場、親子のふれあいの広場として利用できます。<br>約29坪のプレイルーム内には、未就学児用の遊具やベビーベッドなどが置いてあり、全天候型の気楽に利用できる施設となっています。  |
| 地域子育て支援センター                       | 子ども家庭課 | 地域の子育てネットワークの中心として他機関との連携を図り、電話や来館等による相談、子育てサークルの育成支援、子育てについての情報提供などを行います。  |
| スパッシュランドしろいし                      | 企画情報課  | 市内保育園児・幼稚園児の施設利用を呼びかけ、無料送迎し、園外活動の場を提供していきます。  |
| 白石市ホームページ                         | 子ども家庭課 | 市の子育て支援情報を総合的に掲載し、市民が安心して子育てができる環境づくりの一助に資します。  |
| 家庭相談事業                            | 福祉事務所  | 家庭における児童の健全育成に関すること、及び児童にかかる家庭の関係に関することについて相談、指導を行います。  |
| 男女共同参画推進事業                        | 子ども家庭課 | 男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を存分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進します。<br>・普及啓発事業の実施<br>・男女共同参画専門委員会の開催<br>・女性委員登用状況調査                            |
| 男女共同参画相談支援センター                    | 子ども家庭課 | 男女共同参画相談支援センターに相談員を置き、配偶者からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントなどの問題に悩む方をサポートします。また、DV被害者の緊急一時保護及び自立のための支援活動を行います。   |
| 広報しろいしの発行                         | 総務課    | 「子育て情報」や「健康ひろば」のページなどに育児情報を掲載します。   |
| 白石市母子福祉対策資金貸付金                    | 福祉事務所  | 緊急に小口の生活資金を必要とする母子世帯に貸し付けます(貸付限度額/5万円(無利子)返済方法/6か月以内に全額返済)。   |
| 母子・父子家庭医療費助成事業                    | 健康推進課  | 母子家庭の母親または父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」と表記)を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します。助成額は、保険診療の自己負担相当分のうち、外来は月額1,000円、入院は月額2,000円を超える額です(所得制限あり)。 |
| 児童扶養手当給付事業                        | 福祉事務所  | ひとり親家庭、父または母に重度の障がいがある家庭、親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です。(心身に一定の障がいがある児童は20歳未満)。なお、公的年金や所得により制限があります。  |
| 母子相談                              | 福祉事務所  | 母子家庭の生活、教育、医療費など経済上の問題や就職、生業、住宅などの生活上の問題の相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。   |
| 私立幼稚園保育料助成交付事業                    | 学校教育課  | 保護者に係る経済的負担を軽減することを目的とした子育て支援事業です。  |

| 事業名                      | 担当課          | 内容   |
|--------------------------|--------------|--|
| ブックスタート事業                | 図書館・社会福祉協議会  | 6か月児育児相談時に、赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいを深めてもらいます。                                     |
| 白石市子育てサポーター養成講座          | 子ども家庭課       | 地域において、子育て中の親等に対し、子育てやしつけについて、友人のような関係で気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイスをを行う子育てサポーターを養成し、子育て支援体制の充実を図ります。 |
| 家庭教育支援チームの整備（協働教育推進総合事業） | 生涯学習課・子ども家庭課 | 子育て中の親が抱える社会的課題（孤独な子育て、しつけなど）解決のきっかけとなる親育ちのための参加型学習を推進するため、家庭教育支援チーム（地域ボランティア）の整備を図ります。        |
| すくすくベビー券支給事業             | 子ども家庭課       | 次世代を担う子の出生を祝い、保護者の経済的負担を軽減するために、紙おむつや粉ミルクなど育児用品の購入の一部を補助するため、白石市すくすくベビー券を支給する。（平成27年度新規事業）     |

## （2）ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

近年における少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関わられるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現していくことが求められており、様々な取組が実施されています。子育て家庭を取り巻く環境や社会情勢は依然として厳しく、ワーク・ライフ・バランスの推進は必ずしも進んでいるとはいえません。

本市においては、平成21年度より毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会としています。「家庭の日」の取組はワーク・ライフ・バランスの具現化を目指すものでもあり、「家庭の日」等を活用して、ワーク・ライフ・バランスの趣旨の理解促進や実現化を目指してきました。

子ども・子育て新制度においてもワーク・ライフ・バランスへの取組は重要な要素とされていることから、本市は引き続き「家庭の日」の取組を推進するとともに、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、宮城県や市内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、宮城労働局等と連携を取りつつ、本市の実情に応じた取組（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

### ■具体的施策

| 事業名           | 担当課   | 内容  |
|---------------|-------|---|
| 白石市「家庭の日」推進事業 | 生涯学習課 | 毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、毎日を共に過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさを見直すための活動を行います。 |

### (3) 障がい児施策の充実

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたサービス提供に努め、地域で安心して快適な生活を送れるよう支援していきます。また、家庭への支援の充実や市民が互いに助け合っていく地域を目指します。さらに、宮城県が実施する関連施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて施策を展開していきます。

#### ■具体的施策

| 事業名                               | 担当課   | 内容   |
|-----------------------------------|-------|--|
| 障がい者福祉サービス<br>(居宅介護)              | 福祉事務所 | 重度の身体障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、介護などの日常生活の支援を行います。   |
| 特別児童扶養手当給付事業                      | 福祉事務所 | 20歳未満の重度又は中度の心身障がい児を療育している方に支給します(所得制限あり)。ただし、福祉施設に入所している場合は除きます。  |
| 障がい児通所事業<br>(白石市ひこうせん)            | 福祉事務所 | 児童福祉法に基づく障がい児通所支援として「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を実施します。  |
| 障がい児レスパイト事業                       | 福祉事務所 | 心身の発達に心配のある児童の一定時間介護療育を行います。   |
| 障がい児福祉手当給付事業                      | 福祉事務所 | 20歳未満で著しく重度の障がいのため常時介護が必要な方に支給します(施設入所者、3か月以上の入院を除きます。所得制限あり)。   |
| 心身障がい者医療費助成制度                     | 健康推進課 | 次の方に保険診療の自己負担相当分について助成します(所得制限あり)。<br>①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級または療育手帳Aをお持ちの方<br>②特別児童扶養手当1級の支給対象児童<br>③療育手帳Bを持ち、かつ職親に委託されている方 |
| 重度心身障がい者移動サービス利用助成事業              | 福祉事務所 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの重度障がい者の方にタクシー基本料金相当額又は自家用自動車燃料費の一部を助成します。   |
| 心身障がい者通園事業<br>(白石市福祉作業所<br>やまぶき園) | 福祉事務所 | 雇用されることが困難な在宅の知的障がい者等の心身障がい者に対し、生活訓練及び授産指導を行うとともに、これらを通して働くことによる生きがいと、自立を支援します。  |
| 福祉プラザやまぶき委託事業                     | 福祉事務所 | ふれあい室及び相談室を利用し、市民と障がい者の交流や福祉に関する活動の支援を図ります。  |
| 移動支援事業                            | 福祉事務所 | 屋外での移動に困難のある障がい児に対して、以下に掲げる外出のための支援を行い地域での自立生活を支援します。<br>・社会生活上必要不可欠な外出<br>・余暇活動等社会参加のための外出                              |

#### (4) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

子ども・子育て新制度では、虐待などを含め、全ての子どもと子育て家庭を対象として、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが基本指針で謳われています。

本市においては、白石市子どもネットワーク連絡協議会に要保護児童対策地域協議会の機能を持たせて児童虐待防止活動を実施し、さらに、子どもの健全育成に向けた取組を展開してきました。

今後も引き続き、白石市子どもネットワーク連絡協議会を中心として、新たに設置された白石市子ども・子育て会議と連携して子どもの権利擁護を図っていくとともに、宮城県が実施する施策との連携や関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子どもの健やかな成長を目指します。

##### ■具体的施策

| 事業名               | 担当課              | 内容  |
|-------------------|------------------|---|
| 白石市子どもネットワーク連絡協議会 | 子ども家庭課<br>・福祉事務所 | 次代を担う子どもの健やかな成長を目指して、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携のもと、子育て支援施策を総合的・効果的に推進するための情報交換を行う場として設置されています。また、児童の虐待防止や要保護児童対策地域協議会の機能も持たせています。 |

## 2. <基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

### (1) 子どもや保護者の健康の確保

今後も引き続き、妊娠期から出産までのきめ細やかな支援、親と子の健康確保を図るため、各種健診や相談事業の充実、訪問指導、役立つ情報の提供等を行っていきます。

また、育児の悩みや不安、ストレスを解消するためのサロンや遊びの教室等の活動についても充実を図ります。

さらに、子ども・子育て新制度によって実施される地域子ども・子育て支援事業とも連携をとり、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。

#### ■具体的施策

| 事業名                                   | 担当課   | 内容  |
|---------------------------------------|-------|---|
| 母子健康手帳交付                              | 健康推進課 | 保健師又は栄養士が個別面接で相談を受けながら交付しています。  |
| 妊婦一般健康診査<br>(医療機関委託)                  | 健康推進課 | 妊婦健康診査受診票(助成券)を交付し、医療機関に委託して健康診査を実施しています。   |
| 妊婦さんと赤ちゃんの<br>サロン                     | 健康推進課 | 妊婦、産婦とそのお子さん(4か月頃まで)と、助産師・保健師・栄養士が妊娠・出産・育児などについて、お話ししながら過ごすサロンです。希望の方には、個別相談も行っています。                        |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>(妊産婦・未熟児・新生児<br>訪問指導事業) | 健康推進課 | 産婦・新生児に対して、助産師・保健師が家庭訪問し、子どもの発育発達の確認と育児に対する相談・支援を行います。産後の育児不安や産後うつ病の予防や対応を目的にエジンバラ産後うつ病質問用紙票による聞き取りを行っています。 |
| 乳児一般健康診査<br>(医療機関委託)                  | 健康推進課 | 2か月児、8～9か月児健康診査無料受診券を交付し、医療機関で健康診査を実施していきます。  |
| 乳幼児健康診査                               | 健康推進課 | 診察・身長体重測定・個別相談や健康教育を行っています。   |
| 遊びの教室                                 | 健康推進課 | 各種健診・相談等において、発達の経過観察が必要な乳幼児や育児不安を抱える保護者などを対象として親子遊び、個別相談などを行っています。  |
| 養育支援訪問事業<br>(訪問指導事業)                  | 健康推進課 | 妊娠・出産・育児について、不安を抱える家庭及び児の健康や心身の発達に何らかの問題を抱える家庭等に対して、家庭訪問を実施し、養育の支援を実施しています。                                 |
| 特定不妊治療費助成事業                           | 健康推進課 | 子どもが欲しくても妊娠できず、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、高額の治療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成しています。                                 |
| 乳幼児相談                                 | 健康推進課 | 個々の不安を解消するために、育児に関して個別に相談を実施しています。  |

## (2) 小児医療の充実

---

子どもの健やかな成長のため、今後も医療費の助成を継続していきます。

### ■具体的施策

| 事業名              | 担当課   | 内容   |
|------------------|-------|--|
| 子ども医療費助成事業       | 健康推進課 | 子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します(所得制限、入院・外来毎の年齢制限あり)。<br>県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。 |
| 未熟児養育医療費助成事業(新規) | 健康推進課 | 母子保健法の規定に基づく養育医療の給付を実施する事業で、医療の必要な未熟児に対して助成します。  |

### 3. <基本目標3>教育環境の整備

#### (1) 児童の健全育成

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所の確保に向けて、今後も放課後児童クラブや放課後子ども教室を運営し、地域の人々との協力や地域間の連携により事業内容の向上を目指します。

また、ジュニア・リーダーの育成や豊かな読書環境づくり、適正な遊び場や活動の場の提供等についても引き続き推進し、子どもたちがのびのびと豊かに育つよう支援していきます。

#### ■具体的施策

| 事業名                         | 担当課             | 内容  |
|-----------------------------|-----------------|---|
| 放課後子ども総合プランの推進              | 生涯学習課<br>子ども家庭課 | 国の策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みに対する確保に取り組むとともに、放課後子ども教室推進事業(放課後子ども教室)についても平成31年度を目標として各種整備を推進します。<br>その際、既存の学校施設等の活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携による実施なども検討し、本市教育委員会と民生福祉部局が連携しつつ取り組んでいきます。 |
| 放課後児童健全育成事業(放課後子ども総合プラン事業)  | 子ども家庭課          | 保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後や長期休暇に安全・安心に過ごせる生活の場と適切な遊びを提供し、その健全な育成を図ります。<br>放課後子ども教室推進事業との連携についても、検討していきます。   |
| 放課後子ども教室推進事業(放課後子ども総合プラン事業) | 生涯学習課           | すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画(ボランティア活動等)を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施し、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。<br>放課後児童健全育成事業との連携についても、検討していきます。                                      |
| ジュニア・リーダー育成事業               | 生涯学習課           | 子ども会や児童館・公民館などで、市内の児童が楽しく、そして活発な活動ができるようにサポートする中学生・高校生(ジュニア・リーダー)を育成しています。<br>・ジュニア・リーダー初級研修会の開催<br>・ジュニア・リーダー中級・上級研修会の募集<br>・ジュニア・リーダーサークルの育成と支援   |
| いきいきプラザ                     | 生活環境課           | 各種市民グループで文化活動をしている団体の発表や地域間・世代間交流ができます。また、ボランティア団体の支援も行います。<br>リサイクル教室:定期・短期にリサイクル工作の講座を開設します。  |
| 児童館運営事業                     | 子ども家庭課          | 児童に遊びの場を提供し、遊びを通じて地域・世代間の交流を行い、地域における子育て支援を行い、児童の健やかな育成を図っています。   |



| 事業名                | 担当課   | 内容  |
|--------------------|-------|---|
| ホワイトキューブ           | 企画情報課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新体操教室</li> <li>・ミニバスケットボール教室</li> <li>・キューブジュニア合唱団</li> <li>・ヒップホップダンス教室</li> </ul> 技術の向上と心身の健全な発達を助長することを目的として活動しています。 |
| 情報センター「アテネ」        | 図書館   | IT知識・機器操作方法の普及などインターネット利用により、IT活用の推進を図る中で、高速情報通信及び高度なマルチメディア社会に対応できる環境づくりに努めています。   |
| 白石市古典芸能伝承の館<br>碧水園 | 碧水園   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども日本舞踊講座</li> <li>・琴講座</li> <li>・子ども茶道教室</li> <li>・子ども能楽教室</li> <li>・小4の日舞、茶道体験教室(全クラス来館)</li> </ul>                   |
| 白石市図書館文化事業         | 図書館   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしひろば(読み聞かせ会)</li> <li>・トールペイントひろば</li> <li>・図書館体験隊</li> <li>・おりがみひろば</li> <li>・読書感想文「さざんか」の発行など</li> </ul>           |
| AZ9パスポート利用         | 企画情報課 | 仙南2市7町の児童・生徒が、土・日・祝日に、仙南広域圏の指定された生涯学習施設等を無料又は安価で相互利用でき、余暇における生涯学習の推進が図られています。   |

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

豊かな人間性を育む「心の教育」の推進を図るため

- ①人間として、社会人として、市民としての在り方や生き方及び誇りを考えさせる志教育の実践
- ②心に響く道徳教育の推進と「道徳の時間」の充実
- ③生徒指導の充実と強化
- ④命を大切にすることを育む社会体験や自然体験及び文化・スポーツ活動等の一層の推進
- ⑤心を耕す読書活動(読み聞かせ・朝の読書等)の推進
- ⑥家庭との協力を図りながら行う情報モラルの育成
- ⑦社会体験活動やボランティア活動を通じた福祉・人権教育の充実

を重点事項として、今後も引き続き、いじめや不登校等の問題は家庭、学校、関係機関で連携し、早期発見、早期対応に努めます。

また、子どもたちの学習意欲を高め、生きる力を身につける教育の実践や生徒指導の充実に努め、良好な学校教育環境づくりを目指します。

さらに、スポーツやレクリエーション活動を通じて、子どもの健全な精神や肉体を育み、次世代を安心して預けられる人間性の育成を図ります。

### ■具体的施策

| 事業名                       | 担当課   | 内容  |
|---------------------------|-------|---|
| いじめ・不登校等の問題行動に対応する相談体制づくり | 学校教育課 | 6校全部の中学校に、スクールカウンセラーを配置して、生徒、教諭、保護者の相談に応じています。  |
| わんぱく教室                    | 生涯学習課 | ジュニア・リーダー養成のための事業と位置づけ、小学校高学年を対象に、キャンプ・レクリエーション・ニュースポーツなどの体験学習を行います。  |
| 青少年相談センター事業               | 学校教育課 | 電話や来所による不登校、学校での人間関係、問題行動、家庭の問題、いじめ、非行などの相談を受けつけています。   |
| ニュースポーツ推進事業               | 生涯学習課 | 小学校や公民館を対象とした移動教室のほか各種大会を通じて、誰でも気軽に楽しめるニュースポーツを紹介し、幅広い年代にスポーツ活動の機会を提供します。   |
| 地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化   | 学校教育課 | 特色ある学校づくり:学校の実情や地域社会の実態を考慮して自校研究主題を設定し、児童生徒の豊かな心を育むための活動を創意工夫して取り組んでいます。<br>学校評議員会制度:地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。 |
| 情報教育の推進                   | 管理課   | 情報教育環境の整備充実(児童生徒へのパソコン配置、インターネット接続環境の充実、校内LANの充実、学習ソフトウェアの充実)<br>情報教育を担う人材の育成   |

| 事業名                          | 担当課   | 内容   |
|------------------------------|-------|--|
| 小・中学校生徒指導対策                  | 学校教育課 | 年2回、生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の問題行動への対処について具体的方策を立てます。   |
| 発達障害等支援・<br>特別支援教育<br>総合推進事業 | 学校教育課 | 障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進していきます。<br>すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやか相談」の活用を啓発していきます。 |

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力の向上を目標として家庭、学校、地域の連携を強化し、地域ぐるみで子育て家庭を支援していく意識の醸成を図り、地域の人々との交流を通じた児童の健全育成や子育て家庭の支援を推進します。

また、食育の実践を通して、子どもたちの心身の健康の増進と豊かな人間性を身につけられるよう、家庭、地域が一体となった食育の取組を推進します。

#### ■具体的施策

| 事業名                  | 担当課    | 内容  |
|----------------------|--------|---|
| 環境浄化活動               | 学校教育課  | 有害図書、ビデオなど自動販売機設置箇所や台数を調査し、関係機関と連携して撤去運動をします。関係機関と協力し合って有害広告物撤去活動をしています。  |
| スポーツ施設の使用料の減免        | 都市整備課  | 各公園内有料スポーツ施設の使用料を、中高校生(部活動での使用に限る)が使用する場合に限り、3割減免とし使用しやすくしています。   |
| みらい子育てネット<br>(母親クラブ) | 子ども家庭課 | ①親子及び世代間交流文化活動(老人施設慰問、こどもまつり、土曜ひろば、人形劇)<br>②児童養育に関する活動(6ヶ月健診時メダルプレゼント、会員研修)<br>③児童の事故防止のための奉仕活動(児童公園安全・防犯点検、交通安全ストップマーク貼付)<br>④その他児童福祉の向上に寄与する活動(新一年生へのプレゼント、花壇整備他) |
| あいあい広場               | 子ども家庭課 | 大平公民館で、手作りおもちゃなど、楽しく遊べる環境作りに配慮し、親と子の温かなふれあいを目的に開設しています。<br>地域を越えて交流しながら、いろいろな人とふれあうことで、子育てしている親・祖父母同士のつながりを築いていけるような雰囲気づくりをしています。                                   |
| 市民活動拠点の充実とまちづくり情報の提供 | 企画情報課  | 白石市民活動支援センターにおける市民活動や情報交換の場、学習機会の提供など支援機能を市民団体の主体的な関わりにより充実します。   |
| 市民活動支援システムの整備        | 企画情報課  | 市民活動の促進・支援・交流を目的として、市民団体等と連携しながら活動資金・備品を提供するなどの支援システムの整備を行います。  |
| 食育の推進                | 健康推進課  | 白石市食育推進プランに基づき、食育の推進を行います。  |

## 4. <基本目標4>生活環境の整備・安全の確保

### (1) 安全・安心まちづくりの推進

交通安全や防犯の取組は市民にも受け入れられているため、今後も引き続き、行政と学校、地域、関係団体が一体となって、子どもたちを事件や事故、災害等から守る取組を推進していきます。

また、安心して子育てできる環境づくりを目指して、安全な道路環境整備や公園の適正な維持・管理、ゆとりある住環境づくりなど、生活環境全般の充実に取り組んでいきます。

#### ■具体的施策

| 事業名                  | 担当課   | 内容  |
|----------------------|-------|---|
| 街頭巡回指導               | 学校教育課 | 青少年相談センター16名が、2名一組となりほとんど毎日子どもたちの下校時間帯以降や塾の帰り時に、市街地や大型店舗、たまり場になりやすい公園等での巡回指導や、愛のひと声をかけています。                         |
| 幼児交通安全教室             | 生活環境課 | 市内の幼稚園・保育園において交通指導隊と地域交通安全推進委員の協力のもと、交通安全教室を実施し、幼児の交通安全意識の向上を図っています。  |
| 新入学児童の交通安全指導         | 生活環境課 | 市内各小学校の一日入学時に、親子それぞれを対象とした交通安全講話の実施と交通安全ランドセルカバーの配布を行います。   |
| 市内小中学校交通安全教室         | 生活環境課 | 市内の小中学校において交通指導隊員による交通安全教室を実施します。   |
| 防犯体制の充実              | 生活環境課 | 防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、全市的な防犯機運の盛り上げを図るとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備(自主的防犯組織の充実強化、防犯キャンペーンの実施、防犯灯のLED化)し、市民が安心して暮らせる生活環境の実現に努めます。 |
| 幼年消防クラブの育成           | 生活環境課 | 市内の全市立保育園7園、私立幼稚園1園に結成されており、幼年期からの防火意識の向上を図っています。   |
| 市道改良整備事業             | 建設課   | ・狹隘道路の拡幅する道路改良工事<br>・排水機能向上及び道路幅員を保する側溝改良工事<br>・老朽化舗装を改修する道路舗装工事  |
| スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業 | 建設課   | スクールゾーン内の通学路に面した危険なブロック塀等の除却に要する費用を助成しています。   |
| 公園灯・バリアフリートイレ等の設置    | 都市整備課 | 市内76か所の公園環境の現状を再点検して公園灯・バリアフリートイレ等の設置を検討します。  |
| 白石市営住宅第三子優先入居制度      | 建設課   | 市内6団地において、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を一般世帯に先立ち募集しています。  |
| スクールパトロール(通学路巡視)     | 学校教育課 | 生徒・児童の登下校時に通学路を巡回及び交差点等に立ち、生徒・児童の安全を見守ります。  |

| 事業名                        | 担当課   | 内容   |
|----------------------------|-------|--|
| しろいし安心メール                  | 生活環境課 | 電子メールを使用して、火災や地震などの、災害情報を配信します。<br>※要登録メールアドレス: shiro-i@mpx.wagmap.jp  |
|                            | 学校教育課 | 市内の幼稚園、小・中学校に通園通学している保護者に、一斉に連絡する必要がある情報(危機管理に関する情報や子どもの安全に関する情報)を配信します。<br>※要登録(メールアドレスはお子さんの通園通学している、各園・学校にお問い合わせください) |
| 白石沖西堀線                     | 都市整備課 | 白石市街中心部を南北に縦断する幹線道路として、JR白石駅前から国道113号までの未整備区間(延長472m)の都市計画道路を整備します。  |
| 安全な教育施設設備の整備及び教育施設設備の適切な管理 | 管理課   | 幼稚園2園、小学校10校、中学校6校について適切な維持管理、整備を行っていきます。  |

## 第6章 計画の推進体制

---





## 1. 計画の推進に向けて

---

### (1) 行政機関の連携強化

---

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅など広範囲にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内の各関係部署間の連携を強化し、全庁的に施策を推進するとともに、教育機関、警察等の関係機関、県、近隣市町村とも協力体制を構築し、市の隅々まで行きわたる、適切な計画の推進を図ります。

### (2) 市民の参画や地域との連携

---

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力だけでは限界があり、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

また、地域における子育て支援は、保育園や幼稚園、学校といった子育て支援の関係者だけが一手に担うものではなく、これらはいくまでも子育て支援サービスを提供する中心的な存在であり、市民の一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想であり、市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

### (3) 関係機関等との連携・協働の強化

---

質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を実施していくためには、市と幼稚園や保育園などの教育・保育施設、小規模な保育サービスなどを提供する事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

そのため、「白石市子どもネットワーク連絡協議会」や「白石市子ども・子育て会議」を活用し、市と事業者、関係機関等が円滑な連携を取りつつ、地域の子育て支援を推進できるよう取り組んでいきます。

### (4) 計画の周知

---

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市が活用している様々な媒体を活用して周知を図っていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2. 計画の進捗管理・評価について

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「白石市子ども・子育て会議」において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



資料編

---



# 1. 白石市子ども・子育て会議設置条例

---

## ○白石市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月21日

条例第28号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、白石市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 2. 白石市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

| 番号 | 氏名     | 所属                             | 役職                             | 選出区分                          | 備考              |
|----|--------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 1  | 川島 陽子  | 白石市教育委員会                       | 教育委員                           | 子ども・子育て支援<br>に関し学識経験の<br>ある者  | 会長              |
| 2  | 渡邊 賢一  | 白石市<br>父母教師会連合会                | 会長                             | 子どもの保護者                       | 副会長             |
| 3  | 阿部 智子  | 越河保育園父母の会                      | 役員                             |                               |                 |
| 4  | 日下 絵理子 | 白石市<br>第一幼稚園保護者会               | 会長                             |                               | ～平成26年3月31<br>日 |
|    | 八島 智子  |                                |                                | 平成26年4月1日～                    |                 |
| 5  | 阿部 展子  | セコム工業株式会社                      | 管理部総務課<br>健康推進担当<br>主任         | 事業主を<br>代表する者                 |                 |
| 6  | 佐々木 辰哉 | 連合仙南地協<br>白石地区会議               | 事務局長                           | 労働者を<br>代表する者                 |                 |
| 7  | 米澤 尚子  | 白石市第二幼稚園                       | 園長                             | 子ども・子育て支援<br>に関する事業に<br>従事する者 |                 |
| 8  | 榎本 由香  | 学校法人風間学園<br>ひかり幼稚園             | 教務副主任                          |                               |                 |
| 9  | 山崎 芳子  | 白川保育園                          | 園長                             |                               |                 |
| 10 | 東海林 治樹 | 社会福祉法人はるかぜ<br>福祉会<br>白石はるかぜ保育園 | 法人本部事務局<br>局長兼白石はるか<br>ぜ保育園事務長 |                               |                 |
| 11 | 山田 裕一  | 白石市議会                          | 教育民生常任委員<br>会副委員長              | 子ども・子育て支援<br>に関し学識経験の<br>ある者  |                 |
| 12 | 日野 由里子 | 白石市健康推進課                       | 主任主査(保健師)                      | その他市長が適当と<br>認める者             |                 |

### 3. 計画策定の経過

| 年     | 月日     | 内容   |
|-------|--------|--|
| 平成25年 | 9月26日  | 第1回子ども・子育て会議<br>内容:子ども・子育て会議の役割とスケジュール等に関する説明、子育て支援に関するアンケート調査について など          |
|       | 11月    | 子育て支援に関するアンケート調査   |
| 平成26年 | 3月20日  | 第2回子ども・子育て会議<br>内容:子育て支援に関するアンケート調査結果の報告、量の見込みの算出について、教育・保育の提供区域の考え方について など    |
|       | 4月     | 関係各課による「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」の検証の実施  |
|       | 6月     | 関係各課による「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」から「白石市子ども・子育て支援事業計画」へ継承する事業の検討                      |
|       | 7月3日   | 第3回子ども・子育て会議<br>内容:教育・保育の量の見込みについて、白石市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について など                |
|       | 10月    | 関係各課による「白石市子ども・子育て支援事業計画(素案)」の検討   |
|       | 10月23日 | 第4回子ども・子育て会議<br>内容:白石市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、新制度における提供体制について、利用者負担の考え方について など   |
|       | 12月    | 関係各課による「白石市子ども・子育て支援事業計画(案)」の検討<br>パブリックコメント                                   |
| 平成27年 | 1月     | 関係各課による「白石市子ども・子育て支援事業計画」の検討、最終確認  |
|       | 2月6日   | 第5回子ども・子育て会議<br>内容:白石市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について、幼稚園保育園等の利用者負担額案について、各施設の利用定員案について |
|       | 2月18日  | 事業計画策定についての答申  |
|       | 2月     | 事業計画策定について宮城県との協議  |
|       | 2月27日  | 事業計画策定について宮城県の承認   |
|       | 3月     | 白石市子ども・子育て支援事業計画決定   |



## 4. 平成25年度白石市子育て支援に関する調査結果より自由回答抜粋

---

### (1) 調査対象

---

白石市在住の就学前児童および小学生児童を持つ保護者

### (2) 調査時期

---

平成25年11月

### (3) 調査方法

---

保育所(園)、小学校を通じた配布・回収および郵送による配布・回収

### (4) 回収結果

---

| 調査種別  | 配布数     | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|---------|-------|-------|
| 就学前児童 | 1,200 票 | 804 票 | 67.0% |
| 小学生児童 | 829 票   | 625 票 | 75.4% |

子育て(教育を含む)の環境や支援について、自由にご意見を記入していただきました。以下に、その主な意見を抜粋しました。

※主な意見に記載している地区は、中学校区(6地区)に整理しました

### (5) 就学前児童 (主な意見の抜粋)

---

#### ◆遊び場の整備：86件(内訳：屋外の遊び場44件、屋内の遊び場42件)

- 近くに子どもが元気に走ったりできる公園をもっと充実させてほしい。白石の町中にはあるのに、はずれにはないため。【白川地区・4歳母親】
- 子どもだけでも安全に遊べる広い土地や室内公園が必要。ゲーム機が不要なくらい遊具(アスレチック等)が充実していると良い。【白石・大平地区・5歳母親】
- 子どもがのびのび走り回ることができ、水を使って砂遊びができる様な屋内施設を作ってほしい。【白石・大平地区・2歳母親】
- 公園や屋内の遊び場等、休日に親子で過ごせる場所が少ないので充実させて欲しい。また、公園に駐車場がなく、トイレがない場所が多く、使いづらい。【白石・大平地区・2歳母親】
- 白石には公園が少ない気がする。特に福岡や白川など中心部以外に公園がなく、小さい子どもが遊べる場所がとても少ない。また、雨や雪が降ったときに遊べる屋内施設を作って欲しい。【福岡地区・3歳母親】

#### ◆病児保育について：14件

- 子どもが病気の時でも、仕事はどうしても休めないことがあるので、その時に預かってくれるなど、気軽

に利用できるシステムがあれば良い。【白石・大平地区・5歳母親】

○子どもがちょっと熱を出した時に、咳や鼻水など幼稚園に預けづらい時に、安心して預けられる(看護師さんがいてくれる)所【白石・大平地区・4歳母親】

○病児病後児保育のための保育施設の整備が急務ではないか。【白石・大平地区・5歳母親】

○ファミサポの病児保育を再開してほしい。【白石・大平地区・5歳母親】

◆一時預かりについて：13件

○夜間(残業含む)や休日就労をする場合に、一時的に子どもを預けられる施設やサービスがあると良い。【白石・大平地区・5歳母親】

○子どもがまだ乳幼児なので、預けることに抵抗があり、乳幼児でも気軽に預けられる場所が親族以外にあると助かる。【越河・斎川地区・0歳母親】

○ファミサポのような、子どもを一時的(2、3時間)に預けられる場所がもっとあると小さい子どもがいるお母さん方は助かるのではないか。【白石・大平地区・4歳母親】

◆子ども医療費の無償化、助成について：12件

○医療費助成の幅をもう少し広げて欲しい。【大鷹沢地区・0歳母親】

○収入に関係なく子どもの医療費を無償化して欲しい。【大鷹沢地区・6歳母親】

○全未就学児の医療費助成をお願いしたい。【福岡地区・3歳母親】

○医療費を高校生まで無償にして欲しい。【白石・大平地区・2歳母親】

◆児童館について：11件

○近くに児童館など、学校が終わった後に行ける場所がない。【大鷹沢地区・6歳母親】

○児童館の充実(時間帯や休日)【越河・斎川地区・4歳母親】

○放課後児童クラブの利用時間の見直しをお願いしたい。(19:00頃まで)【白石・大平地区・6歳母親】

○放課後児童クラブの利用時間が8:30からと遅い時間なので、もう少し朝の利用時間を早めて欲しい。【白石・大平地区・6歳母親】

(6) 小学生(主な意見の抜粋)

---

・遊び場の整備：35件(内訳：屋外の遊び場23件 屋内の遊び場12件)

○公共の施設、公園の整備、近くの市町村からも遊びに来ることの出来る場所があると良い。【白石・大平地区・7歳母親】

○子どもが思い切り遊べる、室内の遊び場があると良い。【白石・大平地区・8歳母親】

○公園でゆったり遊びたい。大型の遊具の設置や、自然を生かしたバーベキューや芋煮会場を作りたい。【白石・大平地区・6歳母親】

○安全にのびのびと遊びながら、運動不足を解消できるような場所があると良いと思う。【白石・大平地区・9歳母親】

○屋内の遊び場があるとよい。天気が悪いときは公園での遊びができず、行くところがないため。【白石・

大平地区・8歳母親】

- 低学年の子どもが安全に遊ぶことができる公園があると良い。【白石・大平地区・6歳母親】
- 公園に遊具がなく、空き地だけの場所が多いため、鉄棒等があれば子ども達も体力がつくのではないかと。【白石・大平地区・7歳母親】

・児童館について：31件

- 児童館の利用幅を広げてほしい。(土日祝の利用等)【白石・大平地区・7歳母親】
- 児童館の整備をお願いしたい。(市の中心部にしかないため、中心部以外の学校にも設置してほしい。)【福岡地区・8歳父親】
- 児童館の始まる時間が8時頃だと助かります。【白石・大平地区・7歳母親】
- 越河にも児童館を作って欲しい。【越河・斎川地区・9歳母親】
- 白川地区には児童クラブが無いので、教室を1つ解放していただけたらと思います。(放課後や長期休み)【白川地区・8歳母親】
- 小原には児童クラブが無いので、長期休みの時など、半日でもお願いできる場所があれば良い。【小原地区・8歳母親】
- 他県では、放課後児童クラブは親が働いていなくても利用できるため、白石でもそのようにして欲しい。【福岡地区・7歳母親】

・子ども医療費の無償化、助成について：19件

- 子どもの医療費は所得制限を設けず、平等に助成して欲しい。【白石・大平地区・7歳母親】
- 中学生までの医療費を免除して欲しい。【大鷹沢地区・7歳母親】
- 所得に関係なく、医療費の無料化をお願いしたい。【白石・大平地区・8歳母親】

・育児相談について：7件

- 幼児期は市の検診などで、保健師さんに不安を聞いてもらえるが、小学校に入るとそのような機会がないので、悩みがあっても相談しづらい。【白石・大平地区・8歳母親】
- 育児の悩みを聞き、具体的なアドバイスや手助けをしてくれるようなサービスがあると助かる。【白石・大平地区・7歳母親】
- 母親以外の人(父親、祖父母等)が、子育てに関する知識を得る機会を持てる働きかけがあると良い。【越河・斎川地区・9歳母親】



白石市  
子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 白石市 民生部 子ども家庭課

〒989-0292 宮城県白石市大手町 1 番 1 号

TEL 0224-22-1363